

令和 6 年 能登半島地震

内灘町災害復興計画



ともに創ろう、災害に強く住みよい内灘

令和6年度
2024



令和14年度
2032

はじめに

令和 6 年 1 月 1 日に発生した「令和 6 年能登半島地震」は、本町を含む広い範囲の地域に未曾有の被害をもたらしました。

本町においては、液状化による地盤の陥没や隆起に加え、側方流動によって、土地が水平方向に大きくずれ、建物や道路、上下水道などのインフラにも深刻な影響を及ぼし、町民の皆さまの日常が様変わりしました。



地震の発生から、国や石川県、ボランティアの皆さま、全国の皆さまからの多大なるご支援をいただきながら、社会基盤の応急復旧や応急仮設住宅の建設、被災建物の公費解体などを進め、復旧・復興の足がかりが少しずつ見えてきたところです。

この災害復興計画は、内灘町災害復興計画検討委員会での検討や、各被災地区の復興まちづくり協議会の皆さま等の意見を踏まえて策定し、令和 14 年度までの復興の道筋を示すものです。

本町の復旧・復興を進めるうえで、被災者の生活再建を最優先に考え、皆さまの声に耳を傾け、地域の特性やニーズを反映させた復興施策を展開することが重要であると考えています。復興には長い道のりで時間がかかりますが、皆さまとともに歩みながら、持続可能な地域づくりを進めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました災害復興計画検討委員会の皆さまをはじめ、各被災地区の復興まちづくり協議会の皆さま、関係各位に深く感謝を申し上げますとともに、引き続き、本町の復興に向けご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年 3 月

内灘町長 生田 勇人

<目 次>

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の構成と位置付け	1
3. 計画の対象地域	2
4. 計画期間	2
5. 策定・推進体制	3

第2章 令和6年能登半島地震における被害の概要

1. 令和6年能登半島地震の概要	4
2. 主な被害状況等	5
3. 被害状況を踏まえた課題	8

第3章 復旧・復興に向けた基本理念と基本方針

1. 基本理念	9
2. 復旧・復興に向けた基本方針（3本の柱）	9

第4章 基本計画

体系	10
基本方針1. 住まい・暮らしの再建	11
基本方針2. 液状化を踏まえた災害に強いまちづくり	15
基本方針3. 地域産業の再生	19

第5章 まちづくり計画

1. 復興まちづくりにおける主な課題の整理	22
2. 復興まちづくりとして進める施策	23
施策1. 住宅等の早期再建を促す土地境界の明確化	25
施策2. 道路等の公共施設と宅地の一体的な液状化対策の実施	26
施策3. 災害公営住宅の整備推進	28
施策4. 地域力の向上・新たな居住者の誘導	29
施策5. 暮らしを支える道路空間の機能向上	31
3. 地区が目指す復興の将来像	32

参考資料	37
------	----

第1章 計画の概要



1. 計画策定の趣旨

令和6年1月1日に最大震度7を観測した令和6年能登半島地震では、石川県をはじめ、各所において甚大な被害を受け、本町においても震度5弱を観測し、過去に類を見ない側方流動を伴う液状化現象が広範囲にわたり発生しました。住家や道路、上下水道等のインフラ施設への被害は、町民生活や経済活動に大きな影響を及ぼし、復旧には長期間を要することが見込まれています。

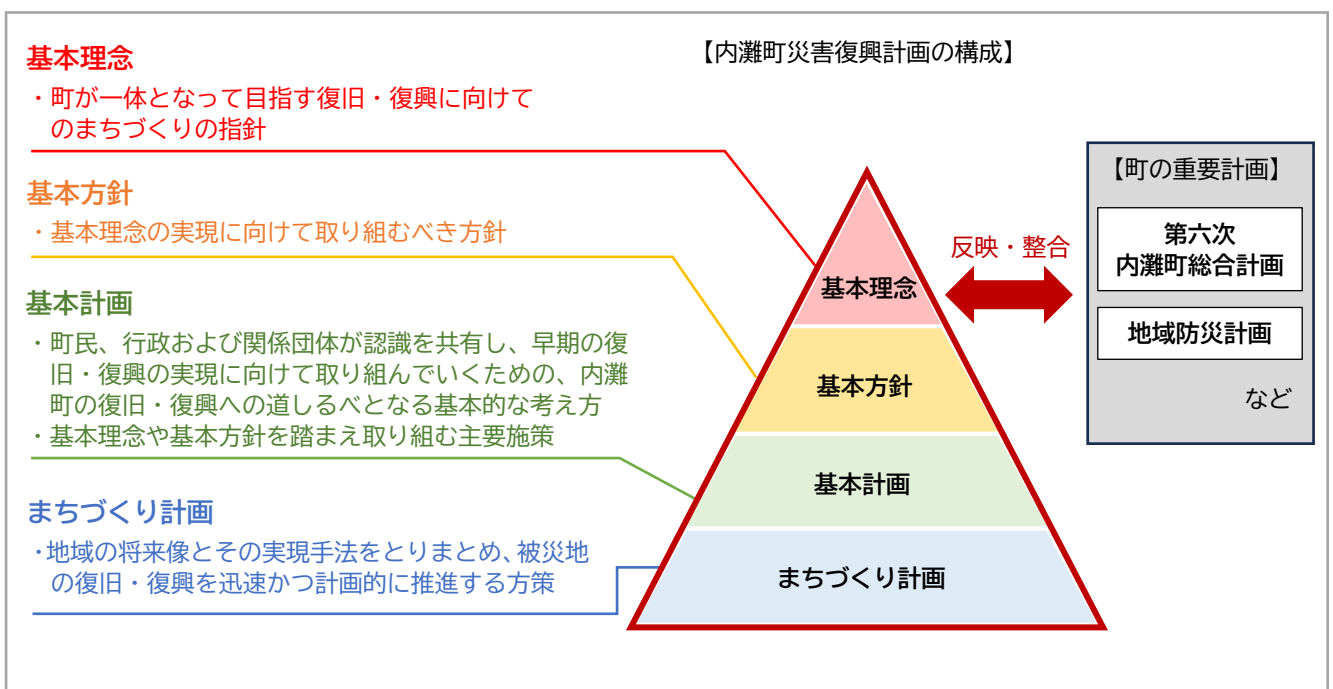
本格的な復旧及び復興を加速させ、一刻も早く被災された町民が被災前の日常を取り戻すためには、国や県、関係機関と緊密に連携を取り合い、一体となって復旧・復興に向けたまちづくりに取り組む必要があります。

「ともに創ろう、災害に強く住みよい内灘」を基本理念に、町民に寄り添いながら、計画的に災害に強く住みよいまちづくりを進めるため「内灘町災害復興計画」を策定します。

2. 計画の構成と位置付け

内灘町災害復興計画は「基本理念」「基本方針」「基本計画」「まちづくり計画」で構成し、「基本理念」と「基本方針」を踏まえた主要施策を「基本計画」で示し、液状化等の被害を受けた地区別での住民意向を踏まえた復興まちづくりの考え方を「まちづくり計画」で示します。

これらの方針は、今後策定・改定予定の第六次内灘町総合計画や地域防災計画等に反映し、町の重要計画と整合を図り、一体的な町政運営を図っていくものとします。



3. 計画の対象地域

計画の対象地域は、液状化被害を受けたエリアを中心として設定します。また、防災・減災は町全体で取り組むものであることから、被災地の復興を中心としつつ、町全体において防災まちづくりを進めるものとします。

4. 計画期間

計画期間は「石川県創造的復興プラン」と整合を図り、策定から令和14年度末（2032年度末）までの9年間とします。また、「短期（復旧期）」、「中期（再生期）」、「長期（発展期）」で区分し、各取り組みの実施時期の目安を共有することで、皆さまとともに復旧・復興を進めるものとします。

短期（復旧期）：概ね令和7年度末まで

生活や産業の再開に必要な住宅やインフラ等の応急復旧を進めるとともに、被災した地区の復興方針に関する合意形成を図り、地域の再生・発展に向けた準備を整える期間とします。

中期（再生期）：概ね令和10年度末まで

インフラなどの都市基盤、まちづくりに関して、地区ごとの復興の方針に基づき、本格的な復旧・復興を進める期間とします。

長期（発展期）：概ね令和14年度末まで

被災地の復興を進めるとともに、災害に強く住みよいまちとして、さらなる発展を遂げるための取り組みを推進する期間とします。

なお、国や県、近隣自治体等との連携、合意形成の進捗、社会や経済の情勢等に応じて取り組みの実施時期を見直すことがあります。

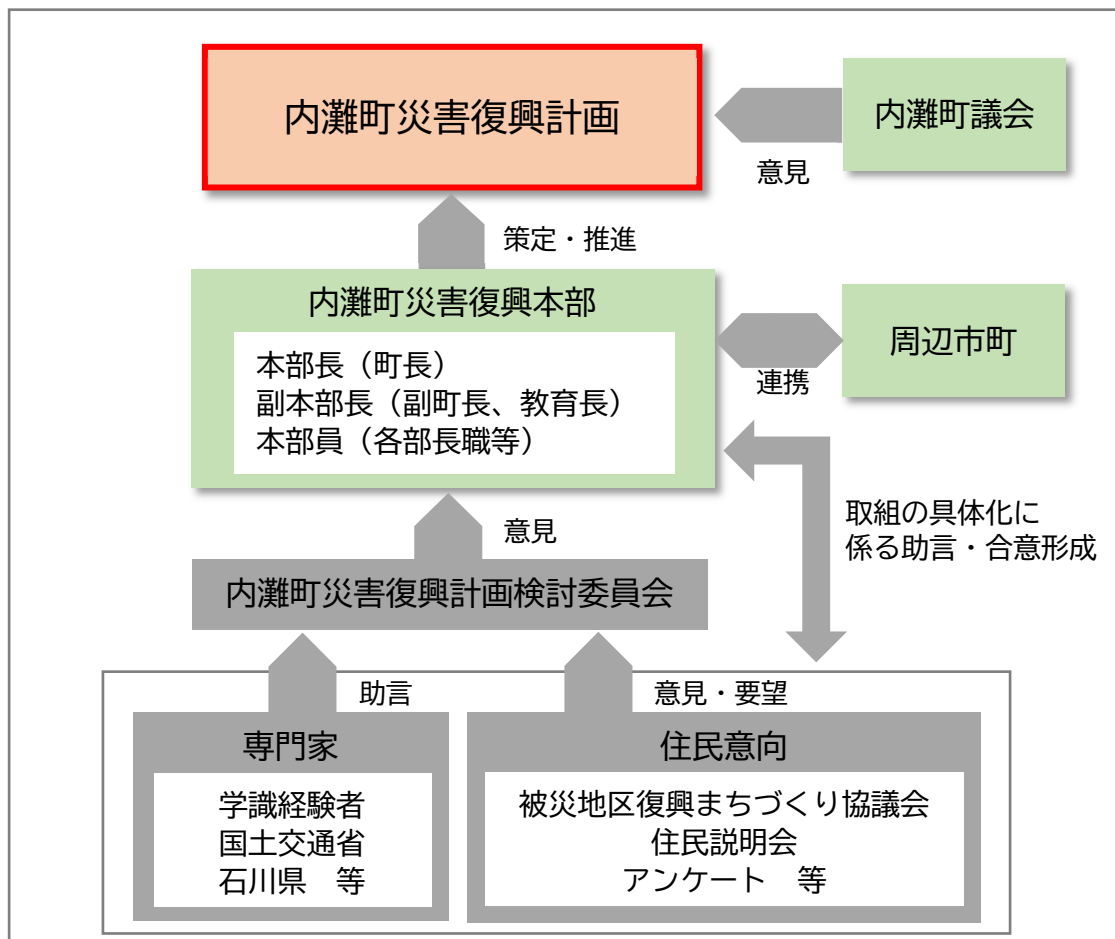
【計画期間】									
項目	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	R14 年度
石川県創造的復興プラン	短期		中期			長期			
内灘町災害復興計画	短期 （復旧期）		中期 （再生期）			長期 （発展期）			
内灘町総合計画（参考）	第五次		第六次（～R17年度）						

5. 策定・推進体制

本復興計画の策定にあたっては、被災地区復興まちづくり協議会やアンケート調査をはじめとする町民意向や専門家等による技術的アドバイスなどを適宜反映しながら、内灘町災害復興計画検討委員会において計画の具体的内容を検討し、町長を本部長とする内灘町災害復興本部でとりまとめました。

計画策定後の推進体制については、内灘町災害復興本部を中心に庁内の総合的な推進体制を整え、担当部署を明確にし、各部署と連携を図りながら迅速に取り組みます。また、専門家（国・県等）の助言や、被災地区復興まちづくり協議会など、住民とのコミュニケーションを図りながら、取組の具体化に向けた合意形成を進めるなど、関係者間の相互連携による着実な復旧・復興を推進します。

【計画の策定・推進体制】



第2章 令和6年能登半島地震における被害の概要



1. 令和6年能登半島地震の概要

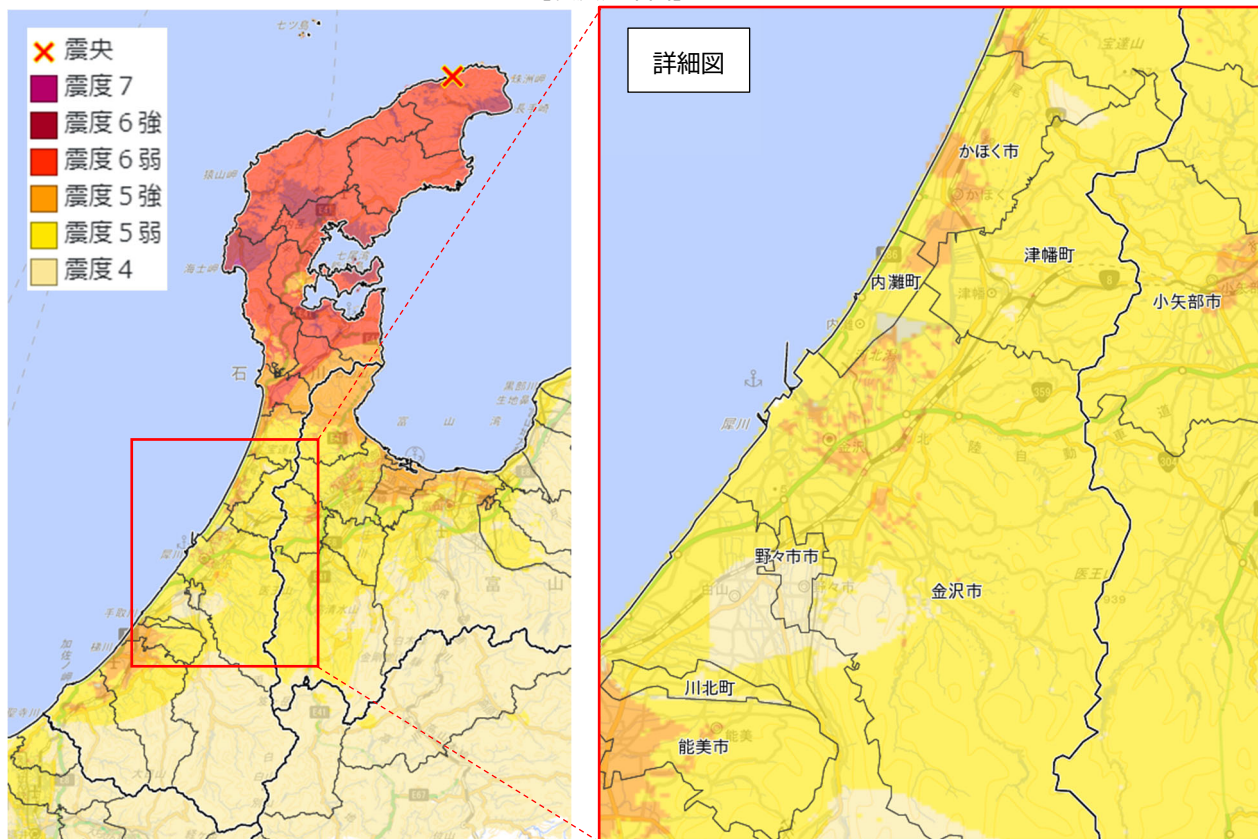
令和6年1月1日16時10分頃、石川県能登地方を震源とするマグニチュード7.6の地震が発生し、石川県輪島市や志賀町では最大震度7、本町では震度5弱の揺れを観測しました。

本町においては、向栗崎、旭ヶ丘、鶴ヶ丘東、大根布、宮坂、西荒屋、室、湖西地区で多くの液状化被害が確認されています。また、今回の地震においては液状化だけでなく、地盤の流動、いわゆる「側方流動」が重なり、被害が深刻化しました。

【令和6年能登半島地震の概要】

項 目	内 容
名 称	令和6年能登半島地震
発生時刻	令和6年1月1日16時10分頃
震 源 地	石川県能登地方
震源深さ	約16km
地震規模	マグニチュード7.6
震 度	最大震度7（輪島市、志賀町）、震度5弱（内灘町）

【震度分布図】



出典：気象庁ホームページ
 (https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#6/36.781/137.42/&contents=estimated_intensity_map&id=202401011610) 推計震度分布を加工して作成

【住宅地における主な液状化被害範囲】



出典：国土交通省調査結果より引用

【液状化被害の状況】



2. 主な被害状況等

1) 人的・住家・非住家被害の状況

令和7年2月末時点での被害は、人的被害は死者と負傷者を合わせ 11 人、住家被害は 3,025 棟、非住家被害は 665 棟となっています。

【人的・住家・非住家被害状況】

(令和7年2月末時点)

項目	内容	内訳	備考
人的被害	11 人	死者 5 人 負傷者 6 人	死者は災害関連死※のみ 負傷者は重傷者のみ
住家被害	3,025 棟	全壊 124 棟 半壊 564 棟 一部損壊 2,337 棟	半壊には大規模半壊・中規模半壊、一部損壊には準半壊を含む
非住家被害	665 棟	全壊 123 棟 半壊 308 棟 一部損壊 234 棟	

※災害関連死：当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの

2) 避難者の状況

発災当初においては一次避難所 17 箇所（うち、自主避難所 9 箇所）が開設され、最大 1,869 人が避難していました。

住宅に被害を受け、住宅を失ったまたは修理に長期間を有する被災者等のための応急仮設住宅等は約 450 戸供与されています。その内訳は、建設型応急住宅が 95 戸、賃貸型応急住宅が 326 戸、公営住宅の一時使用が 31 戸となっています。

【応急仮設住宅等の状況】

（令和 7 年 2 月末時点）

区分	戸数	内訳	備考
建設型応急住宅	95 戸	・プレハブ型 - 向粟崎団地 23 戸 - 千鳥台団地 11 戸 - 総合公園団地 20 戸 - 宮坂団地 11 戸 ・トレーラーハウス型 - 鶴ヶ丘団地 10 戸 ・木造型 - 室団地 20 戸	建設戸数
賃貸型応急住宅	326 戸	—	入居決定戸数
公営住宅（一時使用）	31 戸	- 鶴ヶ丘 3 丁目（県営） 22 戸 - 鶴ヶ丘（県営） 2 戸 - 白帆台（県営） 4 戸 - 鶴ヶ丘（町営） 2 戸 - 白帆台（町営） 1 戸	//

プレハブ型（向粟崎団地）



プレハブ型（総合公園団地）



トレーラーハウス型（鶴ヶ丘団地）



木造型（室団地）



3) 主な公共施設の被害状況

(1) 公共施設

主な公共施設の被害状況は敷地の亀裂や沈下、隆起に伴い、建物や設備等の傾斜・破損が発生し、一部使用できない施設があります。

【主な公共施設の被害状況】

西荒屋小学校  敷地内亀裂及び隆起、校舎壁クラック、上下水道等の設備の破損により使用できないため鶴ヶ丘小学校にて授業を実施。	北部保育所  敷地の隆起、建物基礎の亀裂や建物全体の傾斜により使用できないため向粟崎保育所にて合同保育を実施。
西荒屋公民館  敷地に亀裂や隆起があり、建物等の傾斜が大きいことなどから修繕が困難な状態。	室公民館  建物基礎の亀裂、柱の傾斜等により、集会室などが使用できない状態。

(2) 道路

発災直後は主要地方道松任宇ノ気線をはじめとする道路の亀裂や隆起、陥没等の路面変状のほか、大量の土砂の噴出やマンホール等の地下埋設物の浮き上がりが生じ、一部区間が通行止めとなるなど、自家用車や公共交通の運行に支障が生じました。

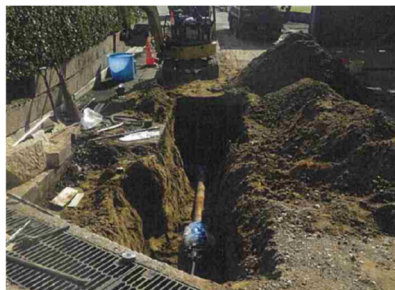
【道路の被害状況】



(3) 上下水道

発災直後は管きょや継手の破損により多くの世帯への上下水道の使用の停止や制限がなされ、トイレや入浴など、町民生活に大きな支障をもたらしました。

【上下水道の被害状況等】



水道管の復旧作業



給水状況



仮設トイレの設置状況

この他に河北潟堤防や橋梁、農道等においても沈下や損傷が生じ、これら公共施設の被害が、住宅の再建をはじめ、商工業や農畜産業等のなりわいなどに多大な影響を及ぼしました。

3. 被害状況を踏まえた課題

復旧・復興に向け、まずは住宅に被害を受けた方の住まいや暮らしの再建の道筋をつけるため、液状化現象に伴う側方流動による道路用地や民地の境界のずれの解消、隆起や陥没による高さのずれの解消、今後同様の地震が起こった際の液状化被害を抑制するための対策が課題となっております。そのうえで現地再建するための建物・宅地の修復、自力で再建することができない方に対する災害公営住宅の整備、より安全な土地での居住地の確保、地域産業への支援など、被災された方々の意向に寄り添った支援を検討していかなければなりません。

これらの復旧・復興には長期間を要することが見込まれることから、応急仮設住宅等慣れない場所での一時的な生活に対する心身のケアや各地区におけるコミュニティの維持・再建にも取り組む必要があります。

また、今回の震災を踏まえ、今後の災害に対する備えとして、道路等の都市基盤やライフラインの液状化対策や強靱化などのまちづくり、他の自治体や企業、団体との連携、今回の災害対応の検証と地域防災計画の見直しなどにも取り組まなければなりません。

これらの課題解決に向けては、本計画に定める方針や目標に基づき、町民のみなさまとともに計画的に復旧・復興を進めることが必要となります。

第3章 復旧・復興に向けた基本理念と基本方針



1. 基本理念

ともに創ろう、災害に強く住みよい内灘

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、当たり前の日常が大きく揺るがされました。北部地区をはじめ、液状化による地盤の陥没や隆起により、住宅地や道路、上下水道などの公共インフラの被害が広範囲に発生し、本格的な復旧・復興に、かなりの時間を要することが見込まれます。

被災されたすべての方の住まいと暮らしを再建するためには、一人ひとりが前を向き、総力を結集して取り組んでいかなければなりません。

今後は、安心した日常生活を取り戻せるよう、3本の柱を基本方針に、町民のみなさまの意向を伺いながら、国や県、関係機関と緊密に連携し、一日も早い復旧・復興を強力に推し進めてまいります。

2. 復旧・復興に向けた基本方針（3本の柱）

基本方針1. 住まい・暮らしの再建

被災された町民に寄り添い、個々の被災状況に応じた、住まいと暮らしの再建を支援してまいります。国及び県の被災者支援制度に加え、町の実情に合わせた独自支援制度を検討して、生活再建を後押しするとともに、心身と健康の回復・維持に向けた、きめ細かなサポートを行ってまいります。

基本方針2. 液状化を踏まえた災害に強いまちづくり

町民の生活を支える公共インフラの復旧・復興を迅速に進めてまいります。液状化対策に重点をおいた宅地地盤と道路や上下水道など、一体的・効果的な整備方法により、持続可能で、安全・安心な災害に強いまちづくりを進めてまいります。

基本方針3. 地域産業の再生

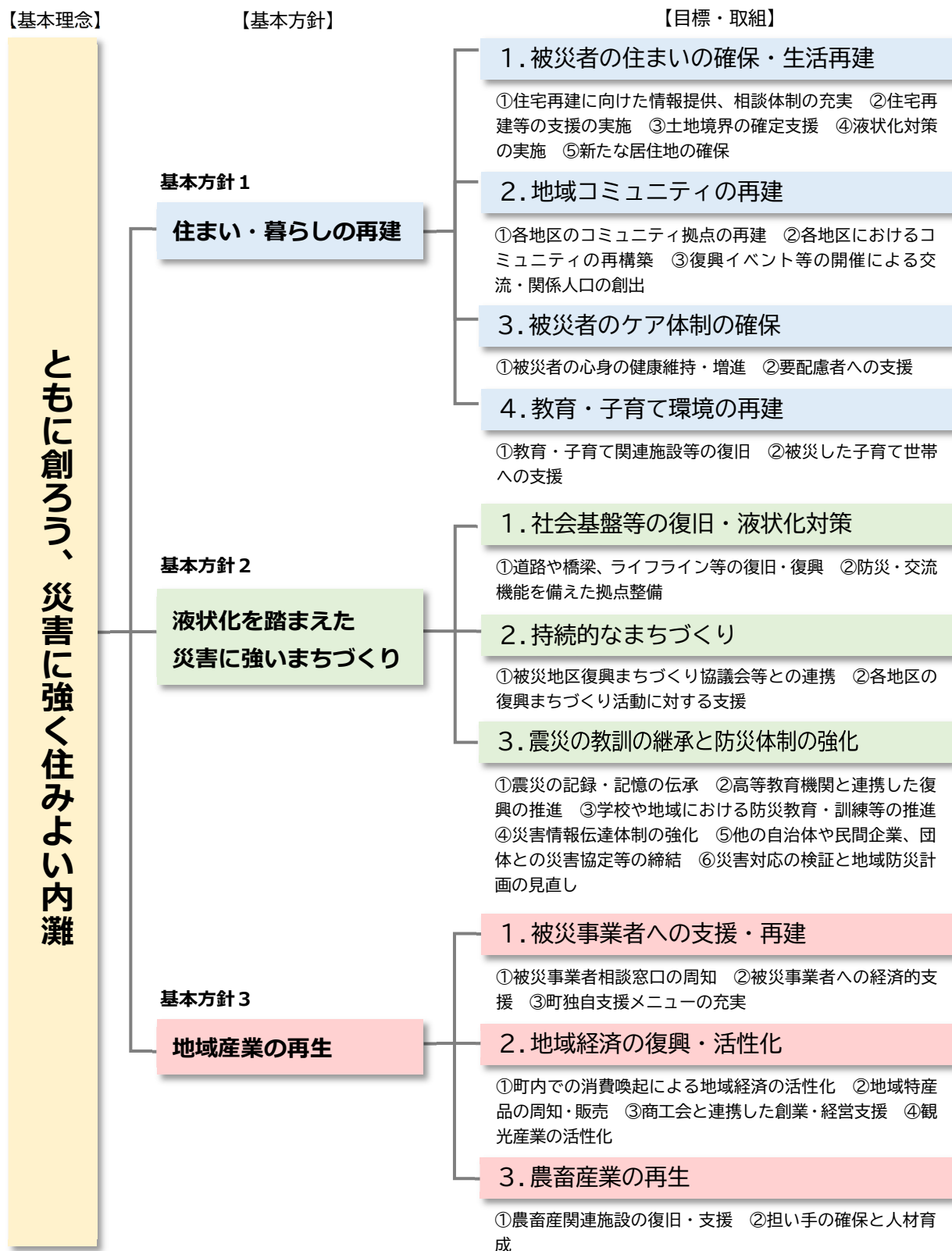
今回の災害により休業や減収を余儀なくされた町内事業者の方に対して、国、県と連携し、地域のなりわいをきめ細かく支援してまいります。

第4章 基本計画



前章の基本理念と基本方針に基づき、一日も早い復旧・復興に向けた目標と主な取組を定めました。各種取組においては国や県をはじめとする関係機関と連携し、国庫補助金や復興基金等の財源を活用しつつ、各種取組を推進します。

体系



基本方針 1. 住まい・暮らしの再建

目標 1 被災者の住まいの確保・生活再建

今回の地震においては、多くの町民の住まいが被害を受け、住み慣れた場所を離れざるを得ず、不便な生活を余儀なくされました。

一日も早く被災者の生活再建を図るため、もとの場所で住み続けるための液状化対策や恒久的な住まいの確保、暮らしを支える経済的な支援を行い、被災者が町内で安心して暮らし続けるための取組を推進します。

■主な取組

取組① 住宅再建に向けた情報提供、相談体制の充実

- ・住宅再建においては、個々の被災状況や地域性に応じた対応が求められるため、石川県や建築関係団体等と連携し、住宅再建に関する情報提供や相談体制を充実します。
- ・復旧・復興に携わる建設や建築、金融機関等の業界と現場における課題や支障となる事項等について適宜、意見交換を行うなど、円滑に復旧・復興を進めるための体制を強化します。

取組② 住宅再建等の支援の実施

- ・被災住宅等の再建に向け、国や石川県と連携し、公費解体や住宅の応急修理制度、被災宅地等復旧支援事業、住宅耐震化促進事業等の各種支援を実施します。また、被災者の暮らしを支えるため、義援金の募集・配分や被災者生活再建支援金の支給、税や各種料金の減免等による経済的支援に取り組みます。

取組③ 土地境界の確定支援

- ・今回の地震において発生した側方流動により地盤が水平に動き、従来の宅地境界に大きなずれが生じています。道路境界や高さの確定、民地間の境界の確定に向け、国や県、法務局と協議を進めるなど、早期解決に取り組みます。

取組④ 液状化対策の実施

- ・今後地震が発生した場合において液状化被害が抑制できるよう、国の調査結果を踏まえ技術的・財政的な観点から有効な手法を整理し、地区住民の意向に合わせて、道路等の公共施設と宅地の一体的な液状化対策の実施を検討します。

取組⑤ 新たな居住地の確保

- ・被災者の応急的な住まいとして応急仮設住宅を整備するとともに、応急仮設住宅の供与期間後も自力による住宅確保が困難な被災者の安定した生活を確保するため、需要に応じた災害公営住宅を整備します。また、必要に応じて新たな宅地の整備を検討します。

目標２ 地域コミュニティの再建

今回の震災においては、住宅やインフラだけでなく、これまで築いてきた地域のコミュニティにも大きな影響が生じています。今回の地震で被災した方の日常を取り戻すためには、お互いが寄り添い、助け合うコミュニティの再構築が必要と考えられます。

各地区のコミュニティ拠点の再建のほか、地区活動への支援や復興イベント等の開催による交流・関係人口の創出を図るなど、各地区のコミュニティの再建に取り組みます。

■主な取組

取組① 各地区のコミュニティ拠点の再建

- ・住民が集い、地区の結束力を高めるため、被災地区の拠点となる被災した公民館の早期再建や寺社等の再建に要する費用負担の軽減を図ります。

取組② 各地区におけるコミュニティの再構築

- ・被災者の暮らしや身近な課題解決、新たなコミュニティ形成等を目的とした各地区の活動への支援を行い、地区の実情に即したコミュニティの再構築を促進します。
- ・市街化調整区域内の被災地区における人口減少の加速化を抑制するため、新たな居住者や店舗等を誘致する手法を検討します。

取組③ 復興イベント等の開催による交流・関係人口の創出

- ・民間事業者や関係団体と連携した復興イベント等の開催により、地区のにぎわいや交流を取り戻すとともに、地区とつながりを持つ交流人口や関係人口の拡大を目指します。

目標３ 被災者のケア体制の確保

今回の震災において被災された方が、不安やストレス等により心身に影響が及び、生活に支障をきたさないよう、落ち着いた生活を取り戻すための見守りや訪問、ケア体制の充実を図るほか、被災した要配慮者への支援に努めます。

■主な取組

取組① 被災者の心身の健康維持・増進

- ・被災者の心身の健康維持・増進を図るため、保健師等による健康相談を行い、健康状態や生活習慣等を把握するとともに、必要に応じて関係機関や団体等と連携した心のケアや生活習慣の改善等に取り組みます。
- ・応急仮設住宅等に入居されている方に対し、定期的な見守りや訪問を行い、入居者の生活状況などを把握し、相談や情報提供を行います。

取組② 要配慮者への支援

- ・高齢者や障がいのある人、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者の暮らしを守るため、要配慮者の特性に応じた生活支援や生活再建等に必要な各種情報提供に取り組みます。

目標4 教育・子育て環境の再建

能登半島地震においては住宅だけでなく、西荒屋小学校や北部保育所をはじめ、教育や子育て施設も大きな被害を受けました。

これら教育・子育て関連施設等の復旧と被災した子育て世帯への支援に取り組み、子どもたちが健やかに成長し、学ぶ環境の再建に取り組みます。

■主な取組**取組① 教育・子育て関連施設等の復旧**

- ・被災した小学校や保育所、総合グラウンド等の教育・子育て施設やスポーツ施設等については、早期復旧と必要に応じて地震や液状化に対応した強靱化・バリアフリー化に取り組みます。また、各施設の復旧が完了するまでに利用する代替施設への移動等の負担軽減を図ります。

取組② 被災した子育て世帯への支援

- ・被災した子育て世帯に対する支援を実施し、就学、通学、保育に対する経済的負担の軽減を図ります。

基本方針1. 住まい・暮らしの再建

【事業スケジュール】

目標・取組	復旧期 (～R7 年度)	再生期 (～R10 年度)	発展期 (～R14 年度)
目標 1 被災者の住まいの確保・生活再建			
①住宅再建に向けた情報提供、相談体制の充実	重点実施		継続実施
②住宅再建等の支援の実施	重点実施		継続実施
③土地境界の確定支援	重点実施		
④液状化対策の実施	重点実施		継続実施
⑤新たな居住地の確保	重点実施		継続実施
目標 2 地域コミュニティの再建			
①各地区のコミュニティ拠点の再建	重点実施		
②各地区におけるコミュニティの再構築	継続実施		
③復興イベント等の開催による交流・関係人口の創出	継続実施		
目標 3 被災者のケア体制の確保			
①被災者の心身の健康維持・増進	継続実施		
②要配慮者への支援	継続実施		
目標 4 教育・子育て環境の再建			
①教育・子育て関連施設等の復旧	重点実施		
②被災した子育て世帯への支援	継続実施		

基本方針2.液状化を踏まえた災害に強いまちづくり

目標1 社会基盤等の復旧・液状化対策

今回の震災においては液状化と側方流動により、道路や橋梁、ライフライン等にも大きな被害が生じており、町民の日常生活に大きな影響を及ぼしています。道路等の陥没や隆起等の被害のみならず、地盤が水平方向に大きく動き、宅地と道路など、民有地と公有地との境界が不明確な状況にあります。

甚大な被害を受けた道路や橋梁・上下水道などのライフライン等の一日も早い本復旧及び宅地と一体的な液状化対策等に取り組むとともに、地区の防災力を高めつつ交流機能を備えた新たな拠点施設を整備するなど、災害に強い基盤形成に取り組みます。

■主な取組

取組① 道路や橋梁、ライフライン等の復旧・復興

- ・被災者が一日も早く日常生活を取り戻すため、道路や橋梁、ライフライン等の早急な復旧を図ります。
- ・今回の地震において発生した側方流動により地盤が水平に動き、境界がずれている土地が多く存在しています。土地の境界が定まらず住宅再建に大きな影響が生じており、骨格となる県道及び町道の測量により、道路境界や高さの早期明確化に取り組めます。
- ・今後の地震や水害等の災害に備えた液状化対策や耐震化、浸水対策等によるインフラの強靱化を図るとともに、地区住民の意向を踏まえ、狭あい道路の解消や安全・安心に通行できる幹線道路の機能強化を検討します。

取組② 防災・交流機能を備えた拠点整備

- ・地区の防災力を高め、地域内外との交流による地区の結束力や活力の維持向上を図るための防災・交流機能を備えた公民館や公園などの拠点施設の整備を検討します。

目標２ 持続的なまちづくり

今回の震災から復興し、持続的なまちづくりを進めるためには住民が主体的に活動を展開することが不可欠です。

今後、各地区における持続的なまちづくりを実現するため、被災地区復興まちづくり協議会等と連携し、計画的に復興まちづくりを進めるための支援に取り組みます。

■主な取組

取組① 被災地区復興まちづくり協議会等との連携

- ・今回の震災に対する迅速かつ着実な復興には、被災地区の意見集約が必要不可欠であり、被災地区復興まちづくり協議会等と連携し、まちづくり計画の実現に向けた具体方策等を検討します。

取組② 各地区の復興まちづくり活動に対する支援

- ・地区のコミュニティの再生や強化が円滑に行われるよう、被災地区復興まちづくり協議会が行うまちづくり活動を支援します。

目標３ 震災の教訓の継承と防災体制の強化

今回の地震では液状化と側方流動に起因する被害が多く、本町の特徴的な地形・地質がもたらした全国的にもほとんど前例のない規模の被害であったと言えます。

こうした地盤変動などによる被害や発災以降の対応、後世に伝えるべき教訓について、今回の被害に関する調査・検証を進め、記録として整理するとともに、町民や地域、行政の防災力の強化や人材育成を図る取組を推進します。

■主な取組

取組① 震災の記録・記憶の伝承

- ・能登半島地震の経験や教訓を後世に伝えるため、町民や事業者、専門家、行政等の関係者が連携し、震災遺構として保存可能な対象物選定の検討を含め、震災の記録を整理します。

取組② 高等教育機関と連携した復興の推進

- ・今回の地震によって発生した液状化とそれに起因する側方流動は、全国的にもほとんど前例のない規模の被害であったことから、大学等の高等教育機関においては本町の液状化に関する調査等が行われており、これらの活動と連携した取組を推進します。

取組③ 学校や地域における防災教育・訓練等の推進

- ・学校教育の場で震災の経験と教訓を活かすため、自助・共助の大切さや自分の身の守り方などの実践的な防災教育に取り組みます。また、各地域においては防災訓練や講演会の開催、自主防災組織や防災士の育成促進等による地域防災力の向上を図るとともに、地域住民が作成する防災計画（地区防災計画）の策定・推進を支援します。

取組④ 災害情報伝達体制の強化

- ・行政の取組状況や復旧・復興の進捗等を町ホームページや広報で随時発信します。また、発災以降、災害関連の情報が届かない等の声が一定数あったことを踏まえ、町ホームページや広報だけでなく、SNS（LINE・YouTube 等）やメール回覧板、メール配信サービスなどを広く活用し、防災や避難等に関する情報をリアルタイムで迅速かつ正確に発信できる災害情報伝達体制の強化に取り組みます。

取組⑤ 他の自治体や民間企業、団体との災害協定等の締結

- ・今回の震災において、災害時相互応援協定を締結している愛知県幸田町をはじめ、様々な団体からの支援が避難所で生活する町民等の大きな助けとなりました。今後も他自治体との災害時相互応援協定だけでなく、民間企業・団体等とも災害時における協定等の締結を進めるなど、相互支援・連携体制の強化を図ります。
- ・災害時のボランティア活動を円滑に進めるため、社会福祉協議会やNPO団体等との連携強化を図り、活動に必要な支援や被災者への情報提供を行います。

取組⑥ 災害対応の検証と地域防災計画の見直し

- ・今回の発災後の初動体制や情報発信、インフラの応急対応、生活必需品・給水活動等の町の災害対応状況について検証し、特に避難所に関しては、要配慮者の対応、プライバシーの確保、ペットの受入、断水時におけるトイレ等の衛生対策、空調設備などの課題を検証し、今後の災害に備えた必要な改善策を検討します。また、避難所生活に必要な生活必需品や資機材等の備蓄及び保管スペースの充実を図ります。
- ・これらの検証結果を踏まえ、町地域防災計画の見直しを行い、災害対応の強化を図ります。

基本方針２．液状化を踏まえた災害に強いまちづくり

【事業スケジュール】

目標・取組	復旧期 (～R7年度)	再生期 (～R10年度)	発展期 (～R14年度)
目標１ 社会基盤等の復旧・液状化対策			
①道路や橋梁、ライフライン等の復旧・復興	重点実施		
②防災・交流機能を備えた拠点整備	重点実施		
目標２ 持続的なまちづくり			
①被災地区復興まちづくり協議会等との連携	重点実施		
②各地区の復興まちづくり活動に対する支援	重点実施		
目標３ 震災の教訓の継承と防災体制の強化			
①震災の記録・記憶の伝承	継続実施		
②高等教育機関と連携した復興の推進	継続実施		
③学校や地域における防災教育・訓練等の推進	継続実施		
④災害情報伝達体制の強化	継続実施		
⑤他の自治体や民間企業、団体との災害協定等の締結	継続実施		
⑥災害対応の検証と地域防災計画の見直し	重点実施		

基本方針3.地域産業の再生

目標1 被災事業者への支援・再建

今回の地震によって、地区住民のみならず、被災地で生計を立てている商店や工場などにも大きな被害が発生しています。

これら被災事業者に対しても、従来通りの営業を再開するために、液状化対策やインフラの復旧・強靱化とともに、再開のための資金の確保などにより、地区内の被災事業者の復旧・復興を支援します。

■主な取組

取組① 被災事業者相談窓口の周知

- ・国や金融機関、商工会等で設置する被災中小企業や小規模事業者を支援するための特別相談窓口の周知を図り、災害復旧貸付や持続化補助金等の各種支援措置の活用による事業の復旧、継続を促進します。

取組② 被災事業者への経済的支援

- ・石川県と連携し、「なりわい再建支援等補助金」の活用等により町内の工場や店舗、設備に被害を受けた中小企業、小規模事業者、個人事業主のなりわい再建に向けた経済的支援に取り組みます。

取組③ 町独自の支援メニューの充実

- ・被災事業者の早期復旧による事業継続を促すため、国県の支援制度に加え、町独自の支援制度を創設します。

目標2 地域経済の復興・活性化

地震により、商店や企業などの被災、また町民の生活に対する不安感や減収、風評被害など、様々な要因により地域経済の長期停滞が懸念されます。

今後、地域が復興に向け前進していくためには、地域のなりわいを取り戻し、地域経済を再び循環させる流れが必要になります。

地域経済の活性化のため、商業などを中心とした経済活動再開のための取組を推進します。

■主な取組

取組① 町内での消費喚起による地域経済の活性化

- ・地震の影響を受けている町民の生活支援及び地域経済の活性化を図るために、町内の商店等で使用できる地域応援クーポン券等を活用し、町内での消費を喚起します。

取組② 地域特産品の周知・販売

- ・今回の地震では、本町の農作物や生乳等の産地も大きな被害を受けており、産地の活力再生や停滞した町内の地域経済を活性化するため、地域特産品の周知・販売に向けた取組を推進します。

取組③ 商工会等と連携した創業・経営支援

- ・商工会等と連携し、町内で創業する事業者や早期の営業再開を必要とする事業者を支援し、企業誘致を含め町内の新たな雇用創出や産業振興を支援します。

取組④ 観光産業の活性化

- ・町の復興に向け、内灘海岸やサンセットブリッジ内灘周辺の恋人の聖地、内灘町総合公園などの観光・交流拠点の魅力発信や多様なニーズへの対応を含めた来訪者の受入体制を強化するなど、多くの来訪者等が本町の魅力を感じ、楽しむことができるよう観光産業の活性化に取り組みます。

目標3 農畜産業の再生

地震により、町の重要な産業の一つである農畜産業についても大きな被害を受けており農地や農道・水路などの農業基盤施設の早期復旧とともに、担い手の確保により、これらの産業の生産基盤安定を図っていきます。

■主な取組

取組① 農畜産関連施設の復旧・支援

- ・被災した農畜産事業者が継続して事業を実施できるよう、閑散・繁忙期を考慮しながら支援を行い、被災した農畜産関連施設の早期復旧と強靱化に取り組みます。

取組② 担い手の確保と人材育成

- ・農業経営基盤強化促進法等の改正（令和5年4月施行）に基づく地域計画を策定し、地域の中核となる農業者や新規就農者など、農畜産業における担い手の確保・育成を計画的に支援することでこれらの産業の復興と持続的な事業継続を図ります。

基本方針3. 地域産業の再生

【事業スケジュール】

目標・取組	復旧期 (～R7年度)	再生期 (～R10年度)	発展期 (～R14年度)
目標1 被災事業者への支援・再建			
①被災事業者相談窓口の周知	重点 実施	継続実施	
②被災事業者への経済的支援	重点 実施	継続実施	
③町独自の支援メニューの充実	重点 実施	継続実施	
目標2 地域経済の復興・活性化			
①町内での消費喚起による地域経済の活性化	重点 実施	継続実施	
②地域特産品の周知・販売		継続実施	
③商工会等と連携した創業・経営支援		継続実施	
④観光産業の活性化		継続実施	
目標3 農畜産業の再生			
①農畜産関連施設の復旧・支援	重点 実施	継続実施	
②担い手の確保と人材育成		継続実施	

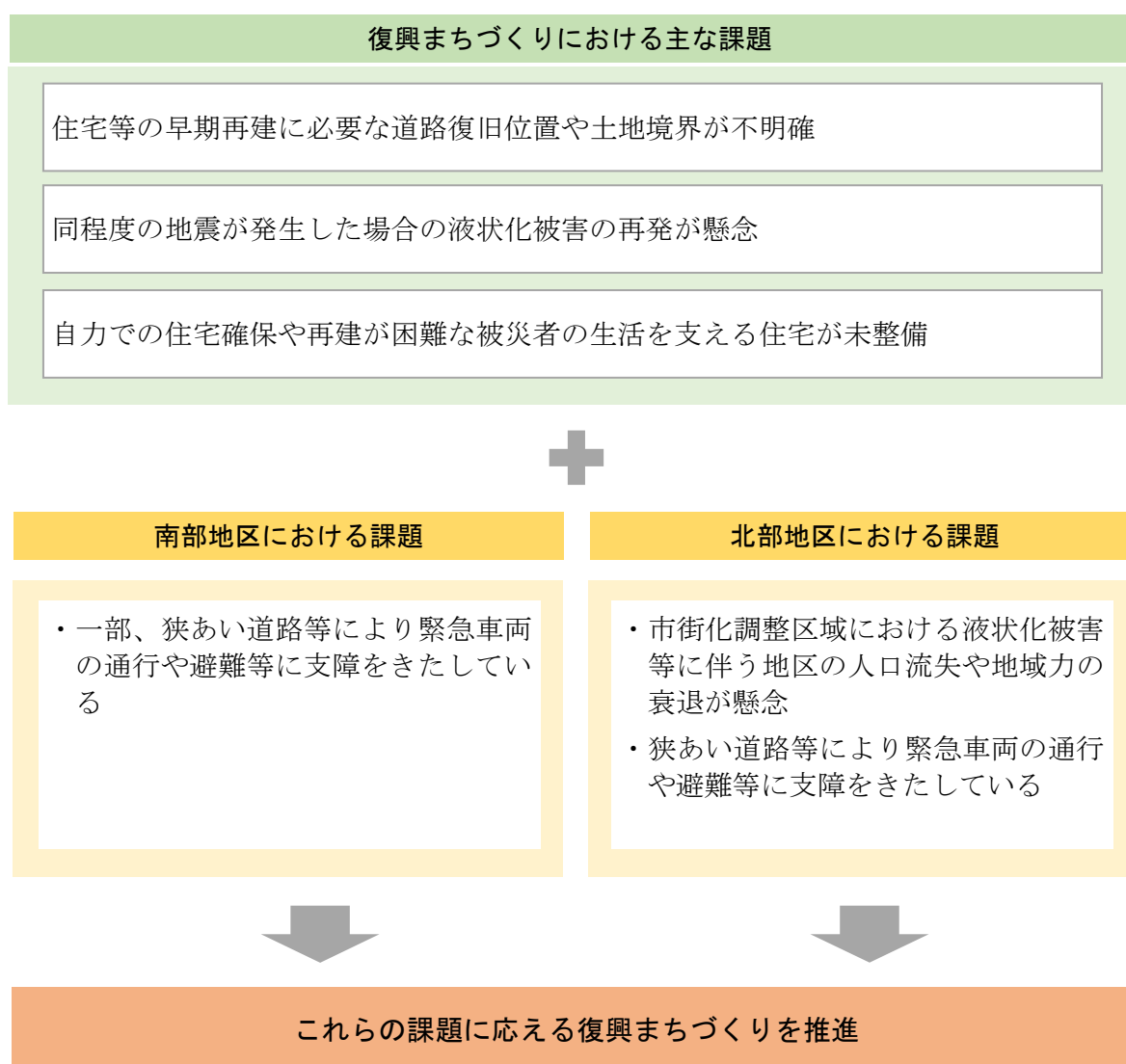
第5章 まちづくり計画



第3章及び第4章の〔基本理念〕〔基本方針〕〔基本計画〕を実現するために、主に被災地における施設や道路などの整備を伴う取り組みを対象に具体的方策を示し、地域の将来像をとりまとめます。

1. 復興まちづくりにおける主な課題の整理

震災からの復興まちづくりにおける課題について、各被災地区復興まちづくり協議会等の団体との意見交換を踏まえ、直近での対策が必要な課題だけではなく、震災前から潜在的にある課題を含め、持続的な将来のまちづくりに向けた課題を整理し、これらの課題に応えるまちづくりを推進します。



2. 復興まちづくりとして進める施策

復興まちづくりにおける課題の解消に向けて、基本計画で位置づけた取り組みを整理し、まちづくり計画にて具体的方策を示して進める施策は、以下の施策1から施策5のとおりです。

各施策の推進については、内灘町災害復興本部が主体となり、全庁的に取り組むとともに、議会及び被災地区復興まちづくり協議会、地区の皆さまと緊密に連携し、合意形成を図りながら、事業やスケジュールなどを具体的に定める実行計画を個別に策定し進めていきます。

なお、地区の皆さまとの今後の協議において、まちづくり計画に記載されていない施策を実施する必要が生じた場合についても、実行計画を個別に策定し進めていきます。

また、各施策の実行計画や進捗状況については、意見交換会の開催やホームページ等を通して情報提供を行い、地区の皆さまとのコミュニケーションの充実を図っていきます。

施策1. 住宅等の早期再建を促す土地境界の明確化

液状化現象に伴い地盤が水平方向に動く側方流動が発生したことで、土地の境界が不明確になっています。今後の道路等の復旧に合わせて、土地境界の確定に向けた支援を行い、住宅等の早期再建等を促します。

基本計画に位置付けた取組との関連
(基本方針-目標-取組)

1-1-③土地境界の確定支援

施策2. 道路等の公共施設と宅地の一体的な液状化対策の実施

液状化被害を受けた主に宅地の用に供されている土地において、再液状化の防止もしくは被害を最小限に抑制するため、道路等の公共施設と宅地との一体的な液状化対策を推進します。対策工法の選定にあたっては、住宅の再建や住民の暮らしに影響を与えないよう配慮し、技術的・財政的な観点から有効な工法を検討します。

基本計画に位置付けた取組との関連
(基本方針-目標-取組)

1-1-④液状化対策の実施

施策３．災害公営住宅の整備推進	
震災で住宅を失い、自力で住宅を確保・再建することが困難な被災者に対して、安定した生活を早期に提供するため、被災者の意向も踏まえ、災害公営住宅を整備します。	基本計画に位置付けた取組との関連 (基本方針-目標-取組)
	1-1-⑤新たな居住地の確保
施策４．地域力の向上・新たな居住者の誘導	
地区の拠点を中心に特色あるまちづくりを推進し、地域力を高めます。また、新たな居住者や地区のニーズに対応した商工業など既存居住者のための利便施設の再生・誘導や公費解体等により更地となる土地の集約化を含む宅地の利用増進、新たな宅地造成の検討を行います。施策５の取り組みと合わせて、人、地域、活動をつなげ、持続可能なまちづくりを進めていきます。	基本計画に位置付けた取組との関連 (基本方針-目標-取組)
	1-1-⑤新たな居住地の確保 1-2-②各地区におけるコミュニティの再構築 1-4-①教育・子育て関連施設等の復旧 2-1-②防災・交流機能を備えた拠点整備 3-2-③商工会等と連携した創業・経営支援
施策５．暮らしを支える道路空間の機能向上	
県道松任宇ノ気線の復旧方針と整合させながら、町道及びライフラインの復旧を進めます。また、被災前から地区の課題となっていた緊急車両が通行できる道路幅員の確保や歩行者の安全性、集落間を結ぶ町道のアクセス性・安全性の向上を図るため、施策４と連携して道路空間の機能向上を検討します。	基本計画に位置付けた取組との関連 (基本方針-目標-取組)
	2-1-①道路や橋梁、ライフライン等の復旧・復興

施策1.住宅等の早期再建を促す土地境界の明確化

1) 目的

液状化現象に伴う側方流動により土地の境界が不明確となっていることから、建物や宅地の修復・売買・相続等の際に問題が生じています。土地の境界は、隣接する土地の所有者同士が確認して決めることが基本ですが、被害が広範囲に及んだ当町では、土地の所有者同士だけで問題を解決することが困難であると想定されます。そのため、国・県・専門家等と協議を進め、官民境界（道路等の官有地と民有地との境界）の確定だけでなく、民民境界（民有地と民有地の境界）の確定も支援する事業を実施し、土地境界を明確にすることで問題の解決を図り、住宅等の早期再建を促します。

2) 対象とするエリア

液状化（側方流動）が発生したエリアを中心に、土地境界のずれが生じている土地を対象とします。

3) 想定される手段・事業

県道松任宇ノ気線及び町道の測量を実施し、地権者との立ち会いのもと、被災前の境界位置の確認を行います。道路線形は元の位置に戻すことを前提としますが、側方流動による水平方向の移動状況や、高さ方向のずれの状況なども考慮し、官民境界を明確にします。

道路測量後、町が地籍調査事業等を実施し、民民境界部分についても測量して土地境界を明確にすることを支援します。

4) 今後の流れ

国・県・専門家等の意見を踏まえて手段・事業を検討し、早急に土地境界の明確化に係る計画（地籍調査事業計画等）を定めます。それらの計画に基づき、地権者との合意形成を図りながら事業を推進します。

制度・事例等の紹介 地籍調査事業

主に町が主体となって、一筆ごとの土地について、その所有者、地番及び地目を調査し、境界及び面積に関する測量を行い、その結果を地籍図及び地籍簿に取りまとめる事業。

施策2.道路等の公共施設と宅地の一体的な液状化対策の実施

1) 目的

被災地区内では、液状化被害の程度に差があることや、既に自宅再建した住宅が混在しており、住民の暮らしに影響を与えないことを念頭に、道路と宅地の一体的な液状化対策を進め、再液状化の抑制もしくは被害の軽減を目指します。

2) 対象とするエリア

液状化（側方流動）が発生した、主に宅地の用に供されている土地及び周辺道路を対象とします。

3) 想定される手段・事業

国の補助事業である宅地液状化防止事業を活用し、町が道路・下水道等の公共施設と宅地等との一体的な液状化対策を行います。

今次災害を考慮した地震動に対して、液状化の顕著な被害が比較的低くなるよう目標を設定し、被災地区の地形や地質等の特性を踏まえ、「地下水位低下工法」と「地盤改良工法」を選定しました。

（1）地下水位低下工法

道路直下に集水管を設置し、宅地や道路下の地下水位の高さを強制的に低下させ、地表面下に非液状化層厚を確保し、液状化の程度を低減する工法です。地形を利用して排水する自然流下方式と強制的に排水させるポンプ排水方式があります。

既存建物がある場合でも宅地を含めた一体的な液状化の抑制効果が期待できるため、工事と並行して住宅再建を進めることができる一方、地盤沈下のリスクがあり、ポンプ排水方式ではランニングコストが発生します。

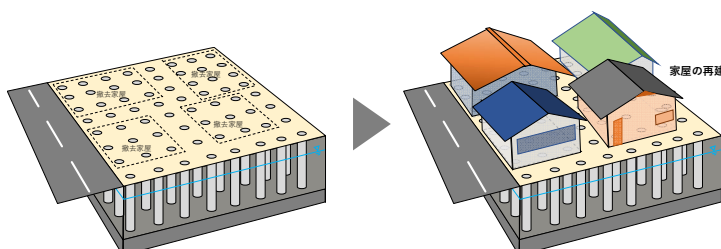


出典：国土交通省都市局(R6.10)
「国直轄調査成果報告資料
(石川県内灘町)」

（2）地盤改良工法

原地盤に圧入・振動等により砂杭等を造成し、杭間原地盤の密度を増大させて、地盤強度（N値等）を高めることで、液状化を抑制する工法です。

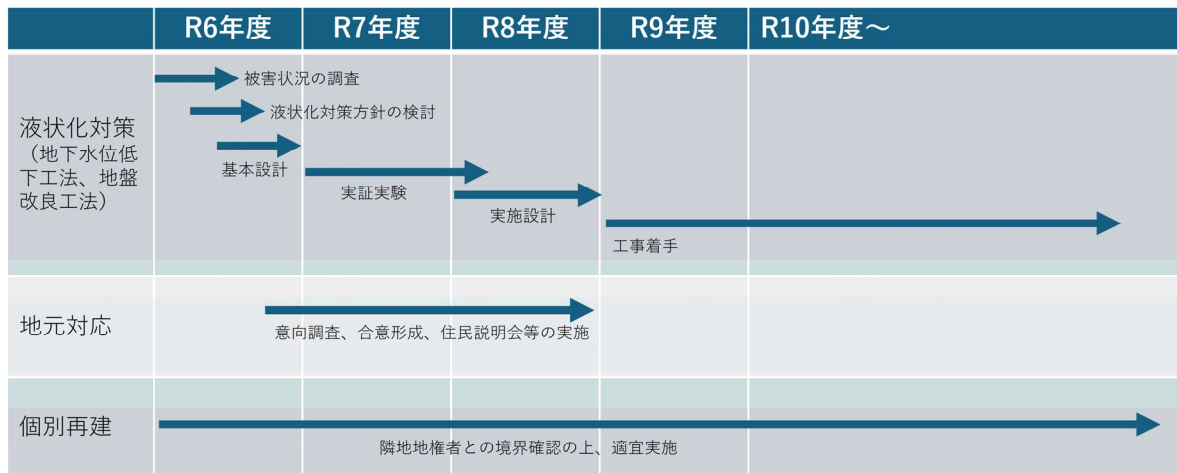
原則、更地の土地に対しての工法であり、建築物がある場合は個別対応を検討することとなるほか、重機を用いて土地に多くの杭を打設する必要があることから、重機が通行できない場合は実施が難しい工法となります。



出典：国土交通省都市局(R6.10)
「国直轄調査成果報告資料
(石川県内灘町)」

4) 今後の流れ

実証実験は令和7年度から概ね1年間を想定し、効果の検証を行った上で地区に適した工法を決定し、住民等との合意形成を図り、事業に着手します。



※地下水位低下工法の実証実験

目標水位までの地下水位の低下や、地盤・模擬家屋の沈下等の影響をはじめ、地震発生後及び既存の土質調査結果を基に検証を行い、地下水位低下工法が現地に適用できるかを確認します。

制度・事例等の紹介 個別再建による早期復旧

(令和7年3月現在)

町による液状化対策を実施する場合でも、工事完了まで建物の修繕や再建ができないというわけではなく、土地境界や高さが確定すれば、被災宅地等復旧支援事業、住宅耐震化促進事業を活用し、地盤改良や傾斜修復工事等を早期に個人で進めることが可能です。

【被災宅地等復旧支援事業】

◆対象となる工事 (1)のり面・擁壁・地盤の復旧工事

(2)液状化被害再発防止のための住宅建屋の地盤改良工事

(3)住宅基礎の傾斜復旧工事

◆補助額 対象工事費から50万円を控除した額に5/6を乗じた額(補助上限958.3万円)

【住宅耐震化促進事業】

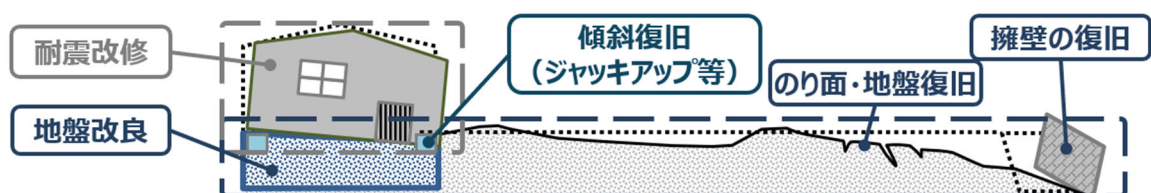
◆対象となる工事 (1)耐震改修工事、住宅基礎の傾斜修復工事

(2)建替工事(公費解体を実施した住宅の建替は対象外)

※耐震診断により耐震性が不足している住宅が対象

◆補助金額 耐震診断費 補助率3/4(補助上限9万円)

耐震改修工事 補助率10/10(補助上限250万円)



※傾斜修復での両制度の併用はできません。

施策3.災害公営住宅の整備推進

1) 目的

震災で住宅を失い、自力で住宅を確保・再建することが困難な被災者に対して、安定した生活の場を早期に提供するため、災害公営住宅の整備を行います。

2) 対象とするエリア（整備候補地）

早期に供給を進めるために、公有地における整備を先行して進めます。また、意向調査によるニーズ等を見極め、既存集落内や白帆台以北の農地等での整備可能性も検討します。

3) 想定される手段・事業

災害公営住宅整備事業を活用し、意向調査により災害公営住宅の入居希望者数や居住希望地の意見を把握した上で、建設戸数や場所を決定します。

被災地周辺での建設には、液状化対策や建設用地確保等に時間を要することが見込まれるため、県や町の公有地での整備を優先的に進めます。

また、間取りや規模等については、入居希望世帯の構成等を考慮して設定するとともに、住宅の配置にも配慮します。

4) 今後の流れ

施設	方針	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度～
災害公営住宅	公有地における整備	調査・測量	設計・造成工事	造成・建築工事	入居開始	

※上記は先行して進める公有地での整備スケジュールです。

施策4.地域力の向上・新たな居住者の誘導

1) 目的

被災による転居等に伴い、人口流出や地域活力の低下が懸念されており、施策1～3の復旧・復興による安全・安心なまちづくりだけではなく、これまで地区の拠点として機能してきた空間を中心に、地域力の向上に資する機能や新たな居住者の誘導を図り、持続可能なまちづくりを実現していくことが重要です。

2) 対象とするエリア

液状化（側方流動）による被害が広範囲にわたる北部地区を主な対象とします。

3) 想定される手段・事業

（1）地区の中心となる防災や交流拠点の形成

被災した公民館や西荒屋小学校等の再建・修繕に合わせて防災機能の向上を検討します。これまで地区の防災や交流拠点として機能してきた公民館、長年にわたり地区を見守ってきた西荒屋小学校を地区の中心として、地区内での体験活動を積極的に授業に取り入れるなど、地域を巻き込んで教育環境の充実を図り、小規模特認校として学区外からの入学者を増加させ、児童と住民との交流を促すなど特色あるまちづくりを推進します。

また、祭礼や各種祈願など、地区住民の生活と密接に関わり、コミュニティの賑わい創出に大きな役割を担ってきた寺社等の再建を支援します。

（2）新たな居住者や既存居住者のための利便施設の再生・誘導

市街化調整区域である北部地区の被災地は、地区外からの転入者が新たな住宅を建築することに制限がかかっているため、市街化調整区域としての課題解消に向け、都市計画の区域区分の見直しなど、国や県と協議を進めます。一方で、西荒屋小学校周辺の一部地区においては、地区計画制度を活用し、地区外からの転入者が建築することが可能であり、この地区計画の見直し及び他地区での導入についても検討し、新たな居住者や既存居住者のための利便施設となる商工業の再生・誘導を進めます。

（3）土地の集約化を含む宅地の利用増進の検討

公費解体等により更地となる土地の集約化を含む宅地の利用増進を検討します。

4) 今後の流れ

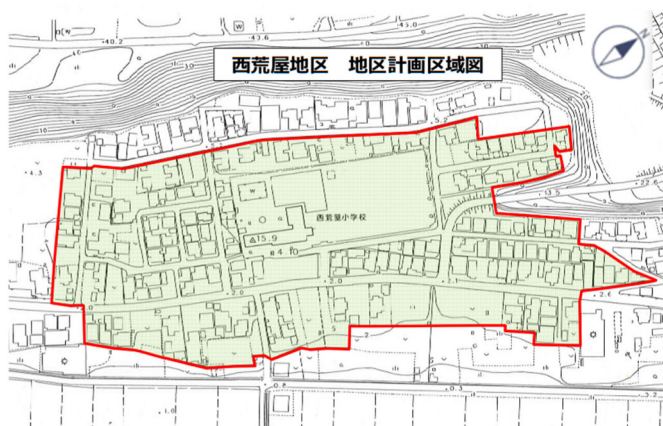
地区の拠点づくりの具体化の検討と併せて、都市計画の区域区分の見直しに向けて地区の皆さまと情報共有し、国や県と協議を進めていきます。この協議と並行して、地区計画による居住、商工業など誘導可能な機能の精査、既存地区計画の見直しについても検討し、手法を確定させていきます。

また、液状化対策や道路空間の機能向上と土地の集約化等を一体となり行う可能性など、事業間の調整や地権者、被災地区復興まちづくり協議会等との協議を行う必要があります。

制度・事例等の紹介 市街化調整区域と西荒屋における地区計画制度の概要

都市計画区域について、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、必要なときには、市街化区域と市街化調整区域の区分を定めることができ、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域として建築や開発の行為について一定の制限があります。

西荒屋地区は市街化調整区域に位置し、人口減少や少子高齢化が進むなかで、地域の活力維持、ゆとりある良好な住環境の増進のため、令和元年に地区計画の制度を導入し、建築物の高さ・形態や敷地の最低面積などのルールを守ることによって、西荒屋地区に住みたい人は誰でも住宅等を建築することが可能となっています。



施策5.暮らしを支える道路空間の機能向上

1) 目的

施策4と合わせて、地区拠点へのアクセス性・安全性を確保するとともに、災害時の緊急避難場所や指定避難所への避難ルートの確保、緊急車両の通行への支障の解消など、地区の防災力向上につなげるため、既存集落を結ぶ町道のうち、狭あい区間の拡幅や宮坂17号線の延伸、宮坂北線の整備、県道松任宇ノ気線への歩道設置に関する県との協議を進めます。

また、発災直後、西部承水路にかかる橋梁の多くが車両の通行が困難な状況となったことから、橋梁を含めた道路の強靱化を進めるなど道路空間の機能向上を図り、地区内の道路ネットワークを強化します。

2) 対象とするエリア

主に北部地区を中心とした、県道松任宇ノ気線の歩道未設置区間及び町道の狭あい区間等を対象とします。

3) 想定される手段・事業

用地買収を伴う道路事業のほか、沿道宅地の利用増進と合わせて道路を整備する場合は小規模住宅地区改良事業などを活用した道路の拡幅・延伸等を検討し、機能向上を図ります。また、県道松任宇ノ気線の歩道設置に関して県との協議を進めます。

4) 今後の流れ

県道の復旧方針を踏まえた町道の復旧方針を決定し、測量、立会いにて町道沿いの官民境界を確定します。併せて、歩道設置や拡幅箇所の精査を行い、対象路線について道路計画を検討し、施策4の取り組みと併せての面的整備、または道路事業で実施するか事業手法を確定していきます。

※町道の拡幅や県道の歩道設置等を行う場合、用地確保のための沿道地権者との土地提供に関する合意形成が必要となります。

制度・事例等の紹介 小規模住宅地区改良事業

小規模住宅地区改良事業は、災害等で著しく損傷した不良住宅が集合することにより生活環境の整備が必要とされる地区において、地方公共団体により、従前居住者向けの住宅・敷地の整備、公共施設等を整備する事業。

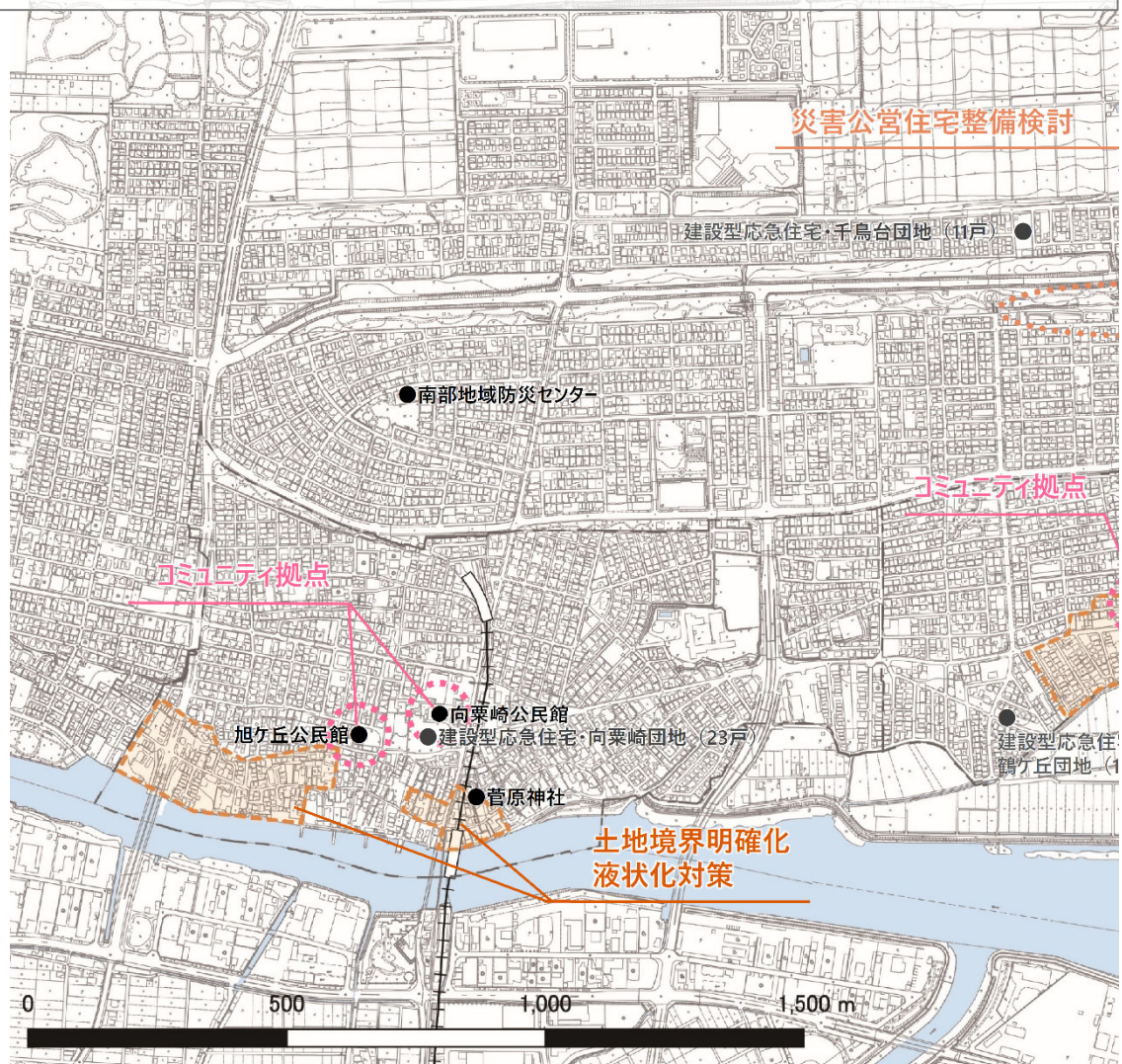
3. 地区が目指す復興の将来像

1) 南部地区

南部地区においては、液状化による被害が局地的であり、被害のあった公共施設や道路等の復旧を可能な箇所から順次、早急に進めていきます。

被災された方々が現地で再建できるよう、土地境界がずれている箇所については境界確定の支援を行い、自力で住宅の確保・再建が困難な方に対しては、日常の買い物が便利で交通の利便性が図られている町有地等にて災害公営住宅を整備し、安定した生活を早期に提供します。

区・町会、被災地区復興まちづくり協議会等とも連携し、各種情報提供や、地区のコミュニティの維持、復興まちづくりの推進を図ります。



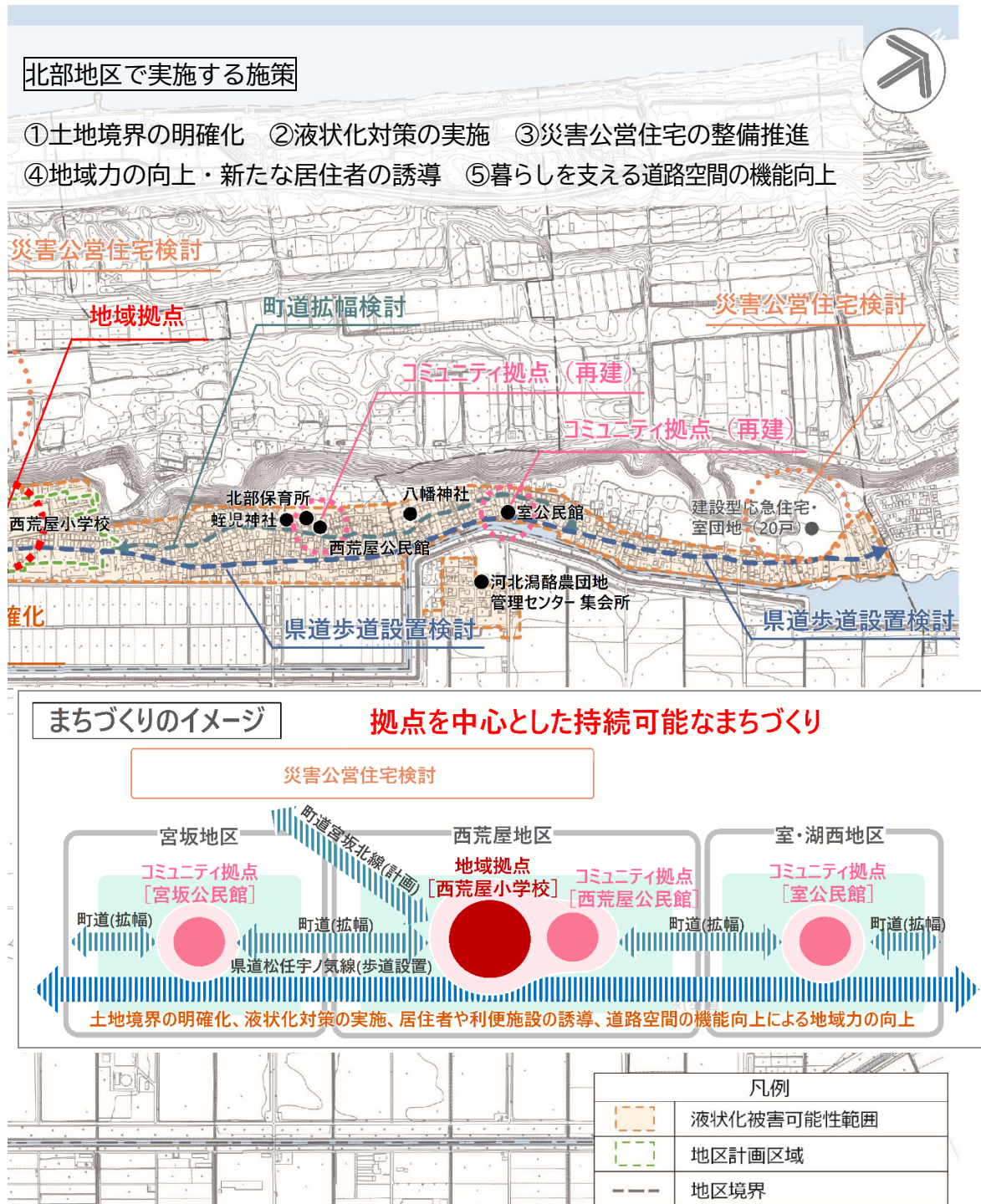
南部地区で実施する施策

- ①土地境界の明確化 ②液状化対策の実施 ③災害公営住宅の整備推進
⑤暮らしを支える道路空間の機能向上



2) 北部地区





參考資料

1. 内灘町災害復興計画検討委員会 名簿

	役 職	氏 名	所 属 等	備 考
1	委員長	竹村 裕樹	金城大学客員教授	学識経験者
2	副委員長	西野 辰哉	金沢大学理工研究域 地球社会基盤学系教授	学識経験者
3	委員	北川 利一	向粟崎旭ヶ丘地区復興まちづくり協議会 会長（向粟崎区長）	被災地区代表
4	委員	金森 公敬	向粟崎旭ヶ丘地区復興まちづくり協議会 副会長（旭ヶ丘町会長）	被災地区代表
5	委員	高神 和也	鶴ヶ丘東町会復旧復興委員会会長 （鶴ヶ丘東町会長）	被災地区代表
6	委員	中川 勝美	大根布地区復興委員会委員 （大根布区第四町内会長）	被災地区代表
7	委員	坪内 健一	宮坂区震災復旧・復興推進協議会会長 （宮坂区長）	被災地区代表
8	委員	竹内 一彦	西荒屋地区復興委員会委員 （西荒屋区会役員）	被災地区代表
9	委員	水野 博幸	室地区復興委員会委員長 （室区長）	被災地区代表
10	委員	一明 秀一	湖西地区復興まちづくり協議会副会長 （湖西親和会副会長）	被災地区代表
11	委員	北村 拓也	内灘町商工会青年部副部長	各種団体代表
12	委員	東 康弘	内灘町社会福祉協議会事務局長	各種団体代表
13	委員	春田 悦子	内灘町女性団体連絡協議会書記	各種団体代表
14	委員	森 高志	石川県能登半島地震復旧・復興推進部 創造的復興推進課担当課長	関係行政機関
15	委員	上出 孝之	内灘町副町長	その他（町職員）
16	委員	桐山 一人	内灘町教育長	その他（町職員）

2. 計画策定までの経緯

年月日		内容
令和6年	5月10日	基本理念及び復旧・復興に向けた基本方針（3本の柱）の公表
	8月2日	第1回内灘町災害復興計画検討委員会
	8月15日～9月2日	内灘町の復興に関するアンケート調査の実施
	8月20日～8月25日	震災復旧・復興に関する地区説明会
	10月10日	第2回内灘町災害復興計画検討委員会
	10月17日～10月31日	内灘町災害復興計画[基本計画]（素案）に対するパブリックコメントの実施
	11月7日～11月21日	被災地区復興まちづくり協議会との意見交換
	11月14日	第3回内灘町災害復興計画検討委員会
	11月27日～12月1日	震災復旧・復興に関する地区説明会
	12月12日	内灘町災害復興計画[基本計画]の議会議決・策定
	12月19日～12月28日	被災地区復興まちづくり協議会との意見交換
令和7年	1月17日	中学生アンケートの実施
	1月23日～1月31日	被災地区復興まちづくり協議会との意見交換
	2月12日	第4回内灘町災害復興計画検討委員会
	3月18日	内灘町災害復興計画[まちづくり計画]の議会議決・策定

3. アンケート調査結果の概要

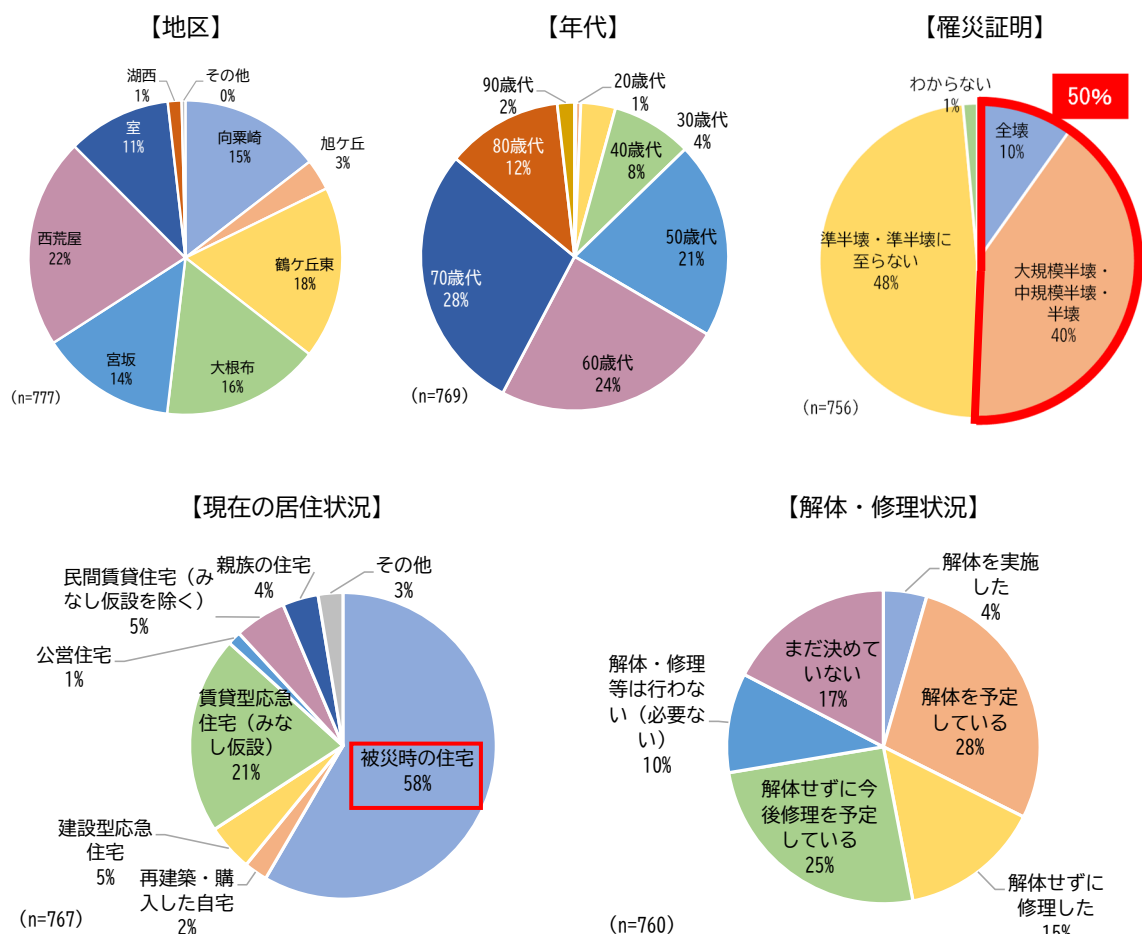
(1) 内灘町の復興に関するアンケート調査

①調査方法及び配布回収状況

- ・対 象 者：被害の程度が半壊以上の住家があった地区において罹災証明書の交付を受けた世帯 1,605 世帯（基準日：令和6年8月5日）
※内訳：全壊 121 世帯、大規模半壊 273 世帯、中規模半壊 12 世帯、半壊 262 世帯、準半壊 264 世帯、準半壊に至らない 673 世帯
- ・調査方法：郵送配布及び郵送回収（WEB 回答併用）
- ・調査期間：令和6年8月15日～令和6年9月2日
- ・回 収 数：779 票（48.5%）

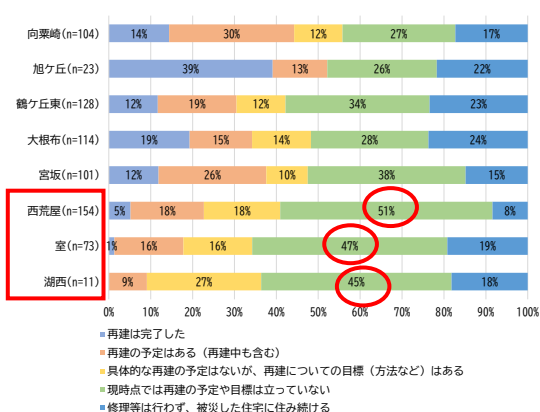
②回答者属性

- ・罹災証明状況では、半壊以上（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊）で 50%を占めている。
- ・現在の居住状況は「被災時の住宅」が 58%を占めている。
- ・解体・修理状況は「解体を予定している」（28%）、「解体せずに今後修理を予定している」（25%）、「まだ決めていない」（17%）、「解体せずに修理した」（15%）と回答が割れている。

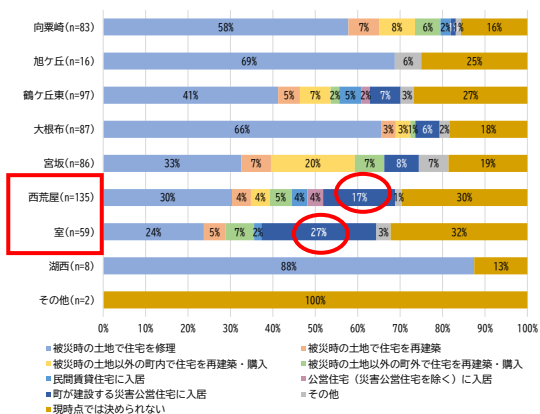


- ・再建意向は「予定や用途は立っていない」が37%と最も多く、西荒屋、室、湖西が多い。
- ・再建方法は「被災時の土地で修理」が43%と多いが、「現時点では決められない」も24%みられる。

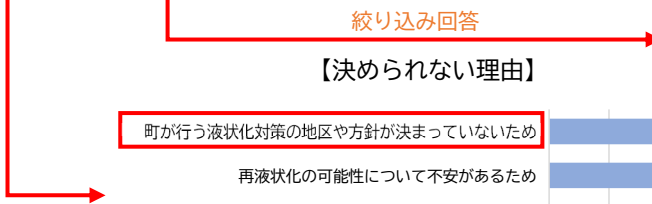
【住宅の再建意向（地区別割合）】



【住宅の再建方法（地区別割合）】



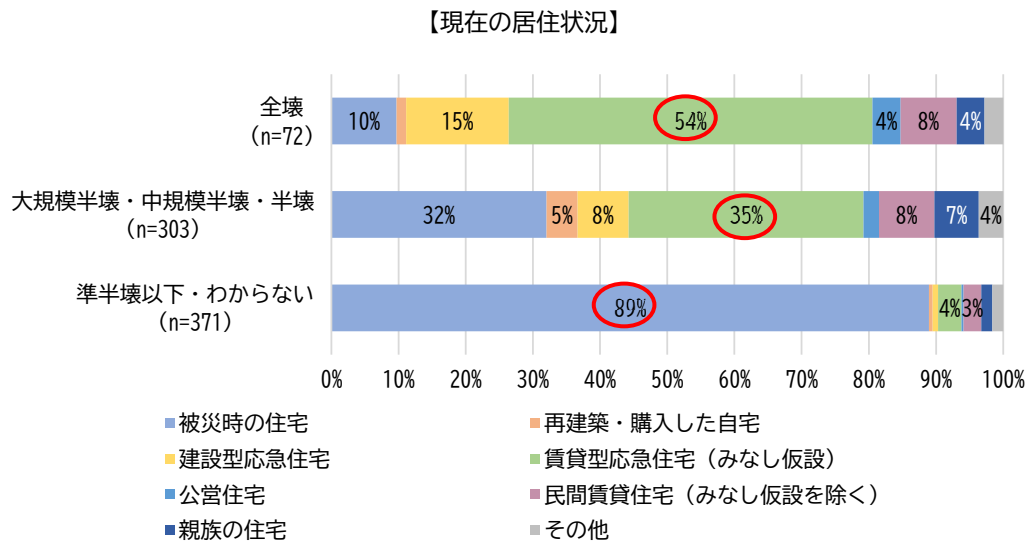
【災害公営住宅について】
（「④災害公営住宅の希望」で詳述）



④被災状況別の将来意向について

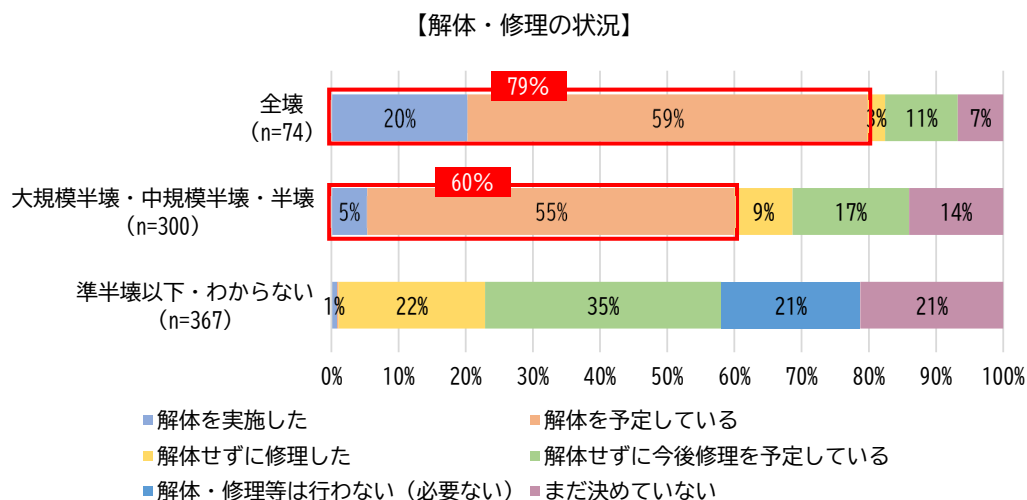
<現在の居住状況（被害の程度別集計）>

- ・全壊では「賃貸型応急住宅（みなし仮設）」が54%と多い。大規模半壊・中規模半壊・半壊でも35%。
- ・準半壊以下では「被災時の住宅」が89%と大半。



<解体・修理状況（被害の程度別集計）>

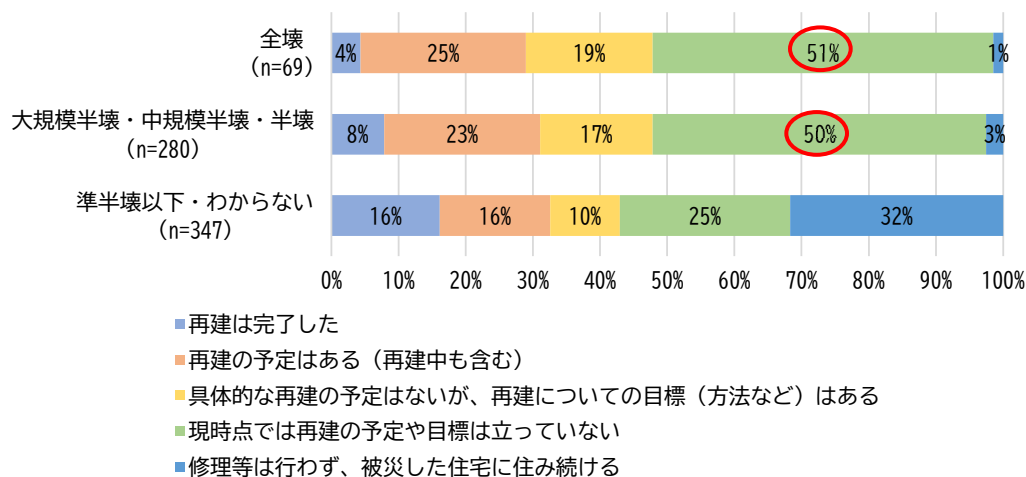
- ◆全壊では「解体を実施」（20%）、「解体を予定」（59%）、合計79%が解体の見込み。
- ◆大規模半壊・中規模半壊・半壊では「解体を実施」（5%）、「解体を予定」（55%）、合計60%が解体の見込み。
- ◆準半壊以下では解体（実施・予定）はほぼみられない。



<住宅の再建意向（被害の程度別集計）>

- ・「再建の予定や目途は立っていない」が全壊で 51%、大規模半壊・中規模半壊・半壊で 50% と多い。
- ・準半壊以下でも 25%程度みられる。

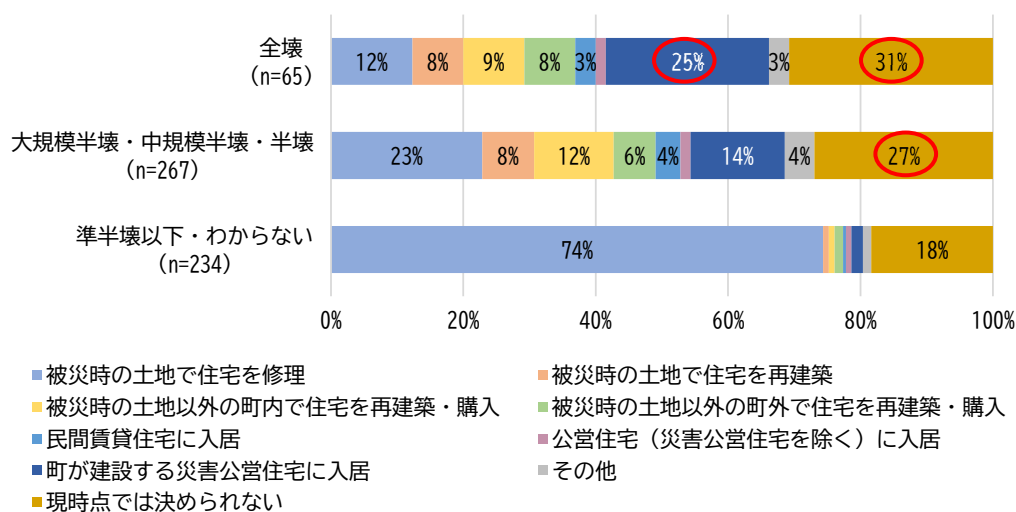
【住宅の再建意向】



<住宅の再建方法（被害の程度別集計）>

- ・全壊では「現時点では決められない」(31%)、「町が建設する災害公営住宅に入居」(25%)が多い。
- ・大規模半壊・中規模半壊・半壊でも「現時点では決められない」(27%)が多い。

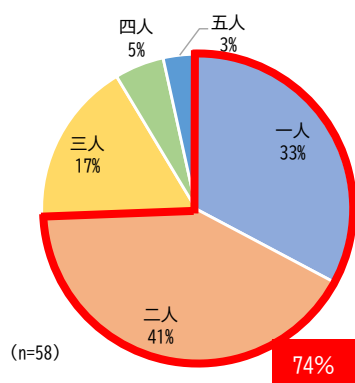
【住宅の再建方法】



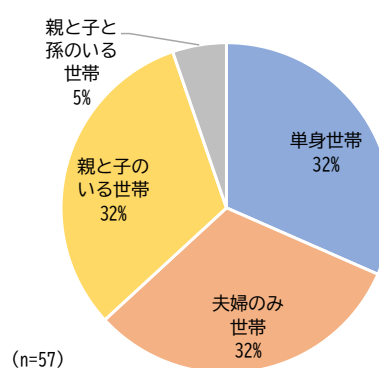
⑤災害公営住宅の希望（アンケート回答ルールに沿った、半壊以上の回答者を対象）

- ・入居希望人数は「二人」が41%、次いで「一人」が33%と2人以下で7割以上を占める。
- ・約7割が一戸建てを希望し、日常の利便性が高い箇所での立地が希望されている。
- ・公営住宅の場所は、全体としての居住地付近での建設希望は38%。高年代は「被災時の居住地区」の割合が高い。
- ・間取りは2DK・3DKが多く76%を占める。1DKは5%とわずか。
- ・入居希望戸数（実回答数）は58戸、西荒屋地区（23戸）、室地区（15戸）での入居希望が多い。

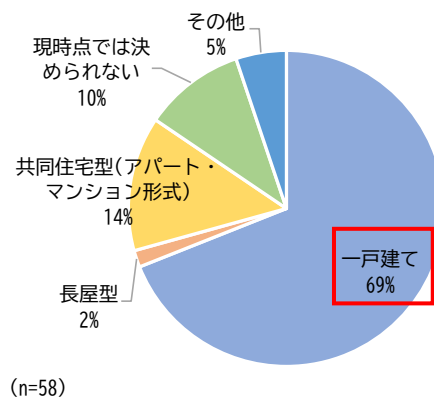
【希望世帯人数】



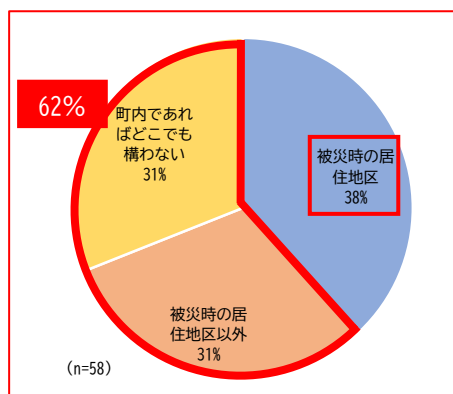
【世帯構成】



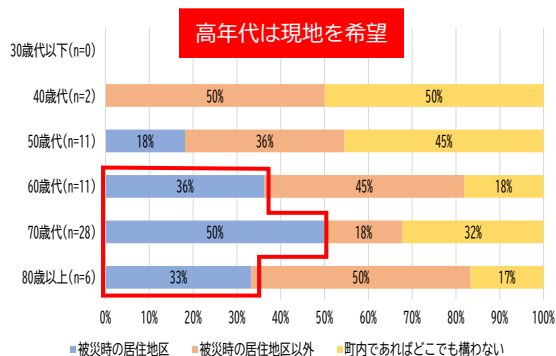
【公営住宅の地区の建て方】



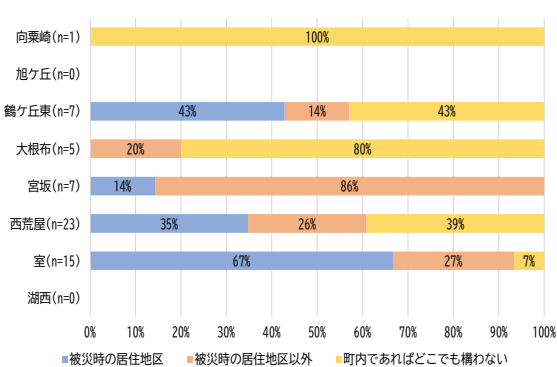
【災害公営住宅の地区の希望】



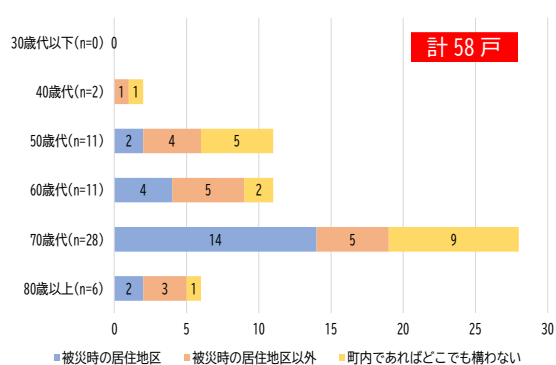
【公営住宅の場所の希望（年代別割合）】



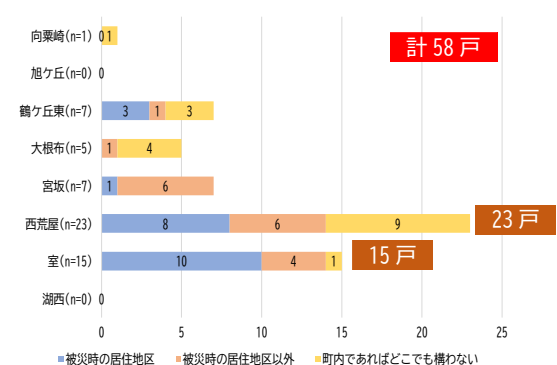
【公営住宅の場所の希望（地区別割合）】



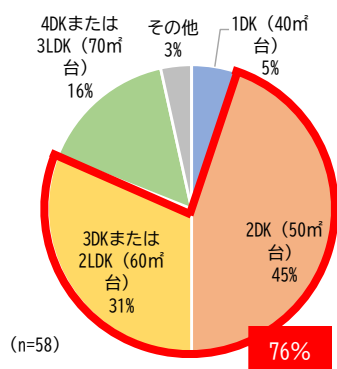
【公営住宅の場所の希望（年代別実数）】



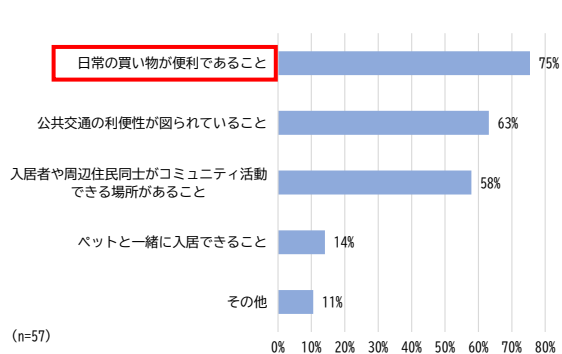
【公営住宅の場所の希望（地区別実数）】



【希望する間取り・面積】



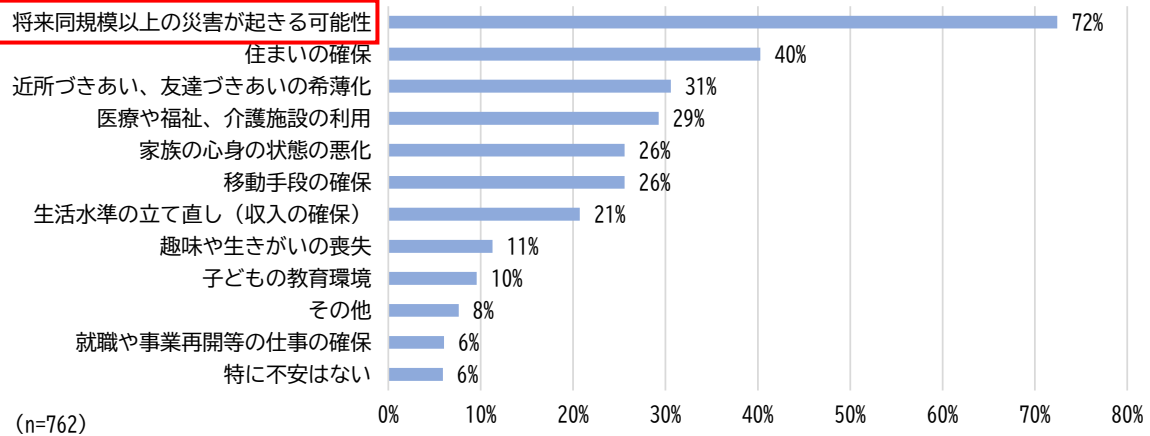
【入居の場合の希望】



⑥内灘町の将来についての意向

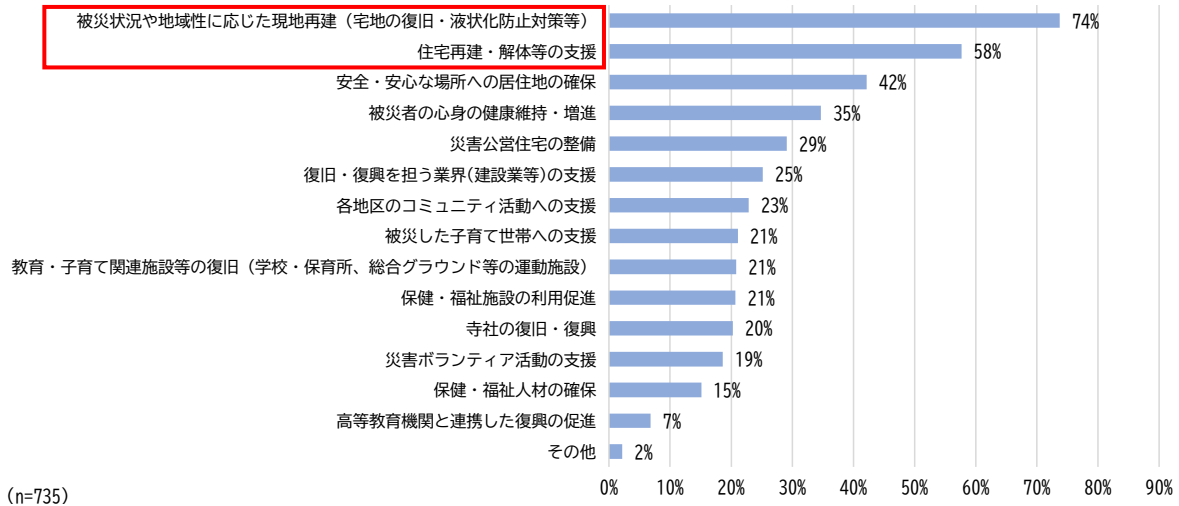
<これからの暮らしで不安に感じていること>

- ・「将来規模以上の災害発生の可能性」が72%。
- ・将来における被害や居住を続けていくことを不安視する声が多い。



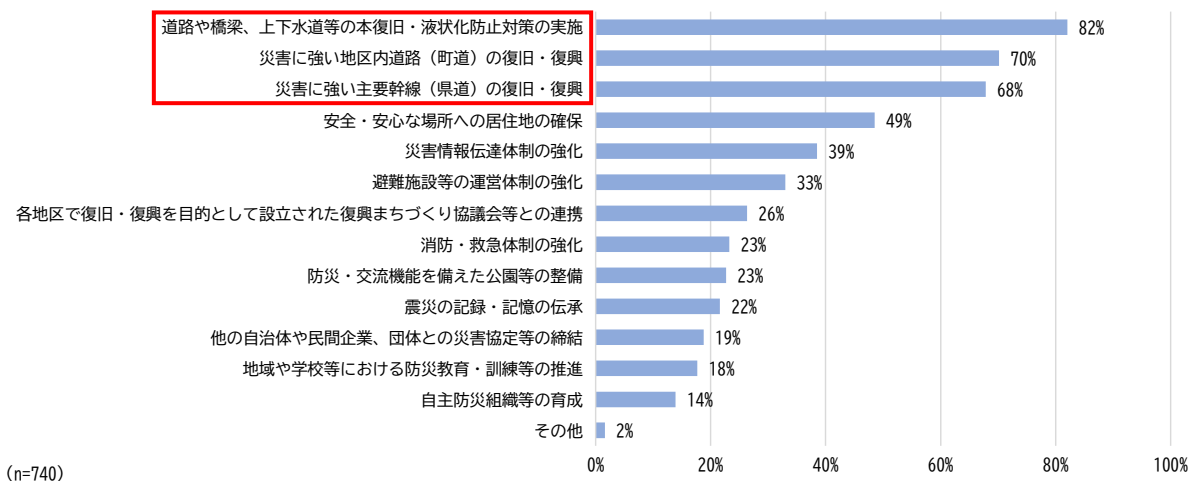
<関心を持っている事項／住まい・暮らしの再建に関して>

- ・「現地再建」が74%と最も多く、次いで「住宅再建・解体等の支援」が58%。
- ・住み慣れた居住地での生活を望む声が多い。



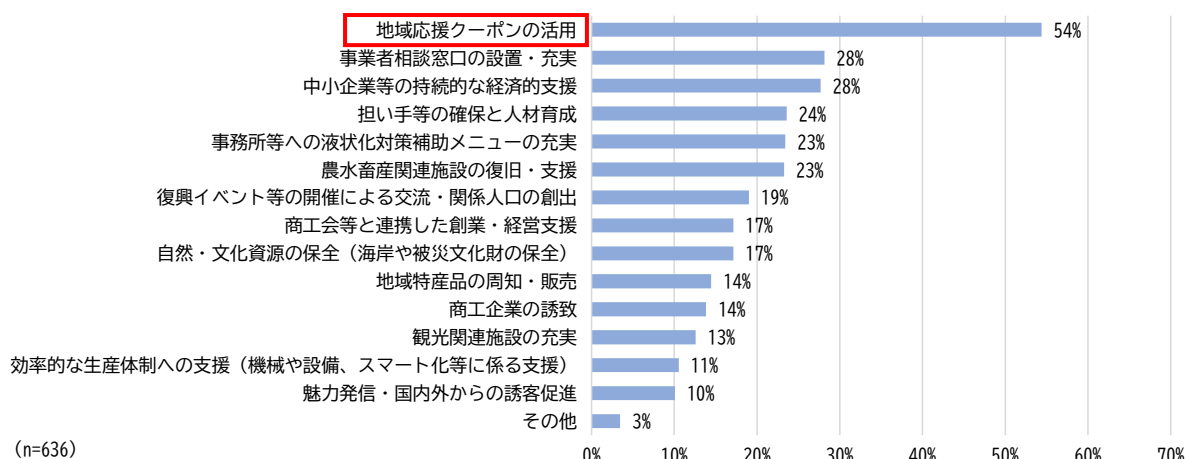
<関心を持っている事項／液状化を踏まえた災害に強いまちづくりに関して>

- ・「道路や橋梁、上下水道の液状化対策」が82%と最も多く、次いで災害に強い道路の復旧・復興（県道、町道）が共に約7割を占める。
- ・自主防災組織や訓練などのソフト的な対策に関する回答割合は少なく、道路を中心とした復旧・復興に関するハード的な復旧・復興に関する意向が強い。



<関心を持っている事項／地域産業の再生に関して>

- ・「地域応援クーポンの活用」が54%と最も多い。その他として「事業者相談窓口の設置・充実」、「中小企業等の持続的な経済支援」が3割程度。



⑦まとめ

住宅の被災状況及び再建意向について

- ・居住地での住宅再建を望む声が多い一方、西荒屋地区や室・湖西地区では「住宅再建の目途が立っていない」の割合が高くなっている。
- ・決めていない理由として「町の液状化対策の方針が定まっていない」ことが多く回答されており、早急な方針の提示とその効果の説明が求められる。

被災状況別の将来意向について

- ・家屋の被害が大きい世帯ではみなし仮設への入居が多くみられており、将来にむけた住環境の早急な確保が必要である。
- ・家屋の被害が大きい世帯の大半で、解体が実施もしくは予定されており、地域に空き地が多数発生し、将来的な地域の空洞化が懸念される。
- ・半壊以上の被害世帯の多くで再建の目標を立てられておらず、再建手法のケースを行政側からも提示するなど、町民とのコミュニケーションを図っていくことが必要である。
- ・現時点で再建方法を決められない状況がうかがえる一方で、災害公営住宅へのニーズも一定数みられる。

災害公営住宅の希望について

- ・現段階での災害公営住宅への入居希望は、実回答数として 58 戸。内訳として独居もしくは夫婦世帯の入居希望が多くみられる。
- ・高齢世帯では被災時の居住地区での建設が求められている一方、現地での居住継続希望者と居住地にこだわらない層で 2 層化していることがうかがえる。
- ・入居希望が多い西荒屋・室地区での災害公営住宅の整備に一定の配慮が必要である。

内灘町の将来についての意向について

- ・居住に関しては現地再建を求める意見が多い一方、将来における同様の被害を懸念する声が多い。液状化対策工法の効果と、残存リスクについての丁寧な説明が重要である。
- ・復興に向けた対策として、道路をはじめとしたインフラ復旧・復興が強く求められており、「災害に強い」道路のあり方を検討していくことが求められている。
- ・地域産業の復興支援については、現在実施されている地域応援クーポンが好評である。今後においても、目に見える形での支援が求められていることがうかがえる。

(2) 中学生アンケート

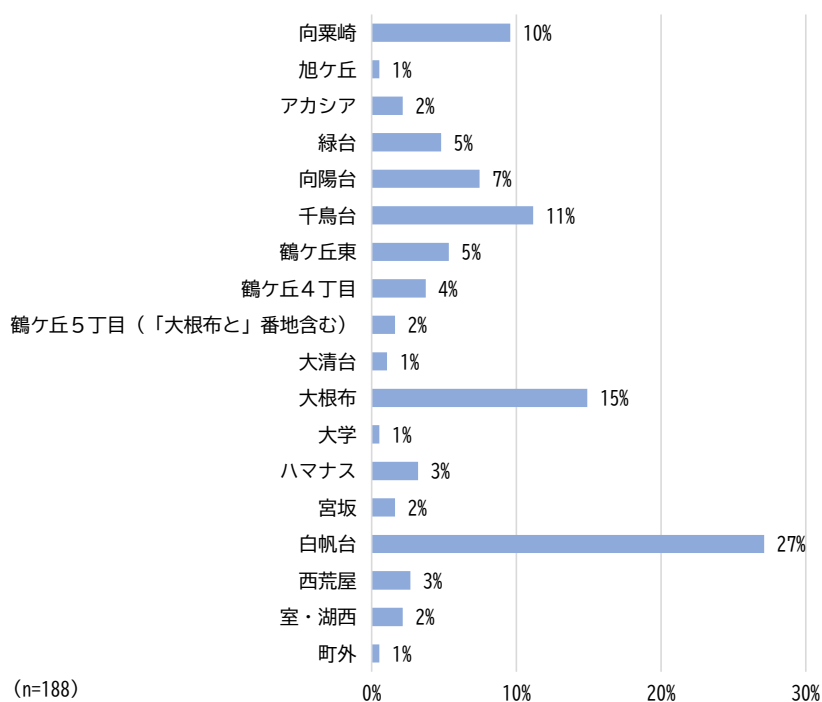
①調査方法及び配布回収状況

- ・対 象 者：内灘中学2年生
- ・調査方法：WEB アンケートフォームによる回答
- ・調査期間：令和7年1月17日
- ・回 収 数：188 票

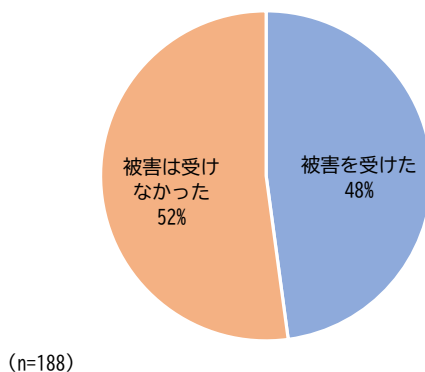
②回答者属性

- ・発災時の居住地区は「白帆台」が27%で最も多く、次いで「大根布」「千鳥台」が多い。
- ・被害有無の割合は概ね同程度。

【発災時の居住地区】

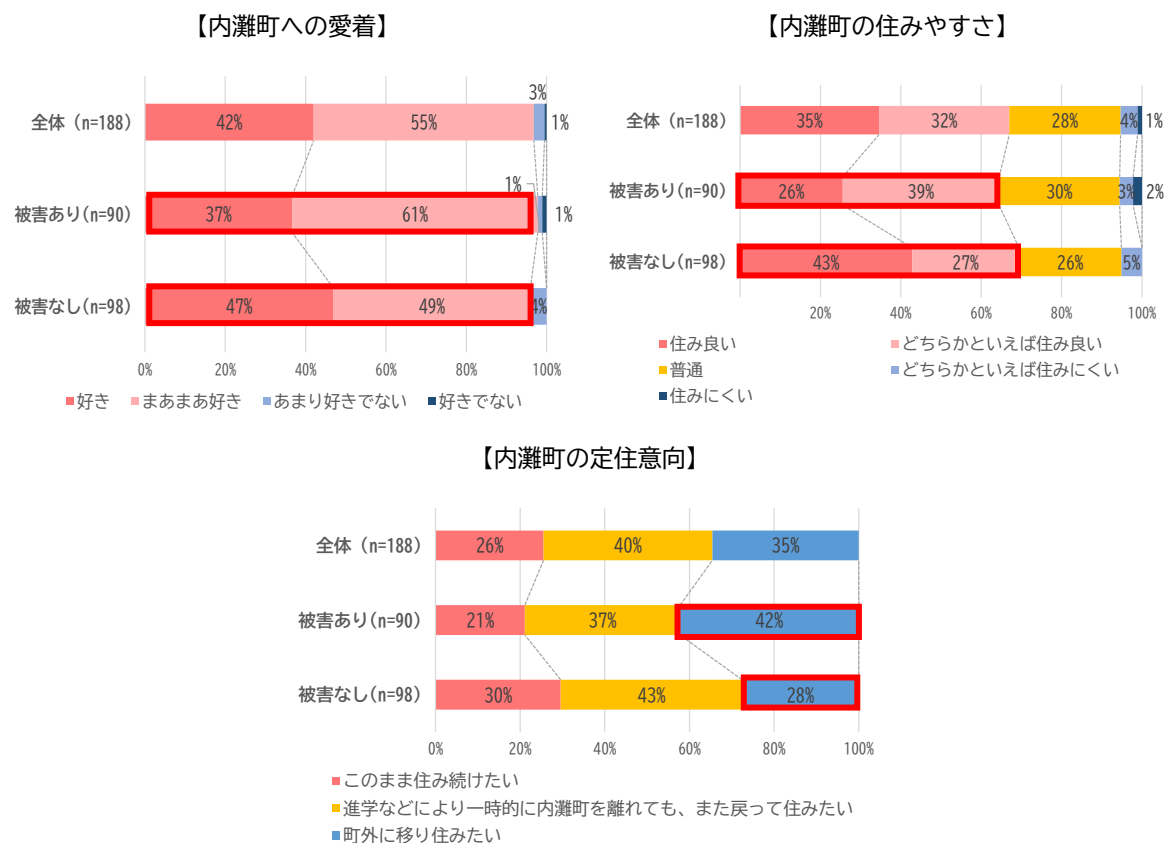


【被害の有無】



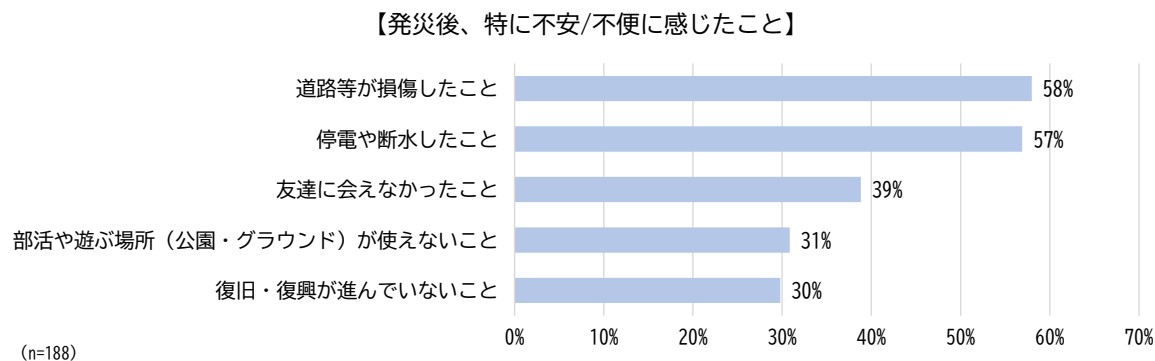
③内灘町への愛着・住みやすさ・定住意向

- ・内灘町への愛着は、被害有無で「愛着（好き+まあまあ好き）」大きな差はなし。
- ・内灘町の住みやすさは、被害有無で「住みやすさ（住み良い+どちらかといえば住み良い）」に大きな差はなし。
- ・内灘町の定住意向は、被害有無で「町外に移り住みたい」の割合に差があり。



④発災後、特に不安／不便に感じたこと（上位5項目）

- ・「道路損傷」「停電や断水」「友達に会えないこと」「部活や遊ぶ場所（公園・グラウンド）が使えないこと」「復旧・復興が進んでいないこと」が上位となっている。

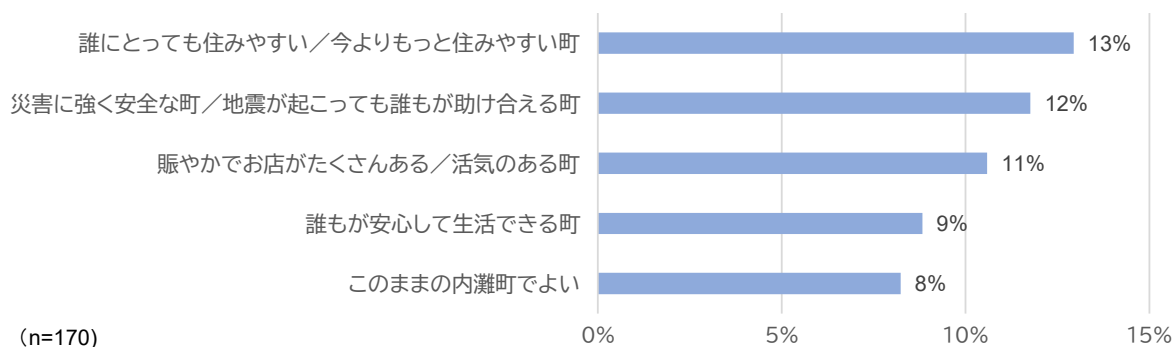


⑤大人になった時に希望する内灘町の姿・キーワード（各上位5項目）

<大人になった時に希望する内灘町の姿>

・「もっと住みやすい町」「災害に強く助け合える町」「賑やかで活気ある町」「誰もが安心できる町」「これまで通りの内灘町」が上位となっている。

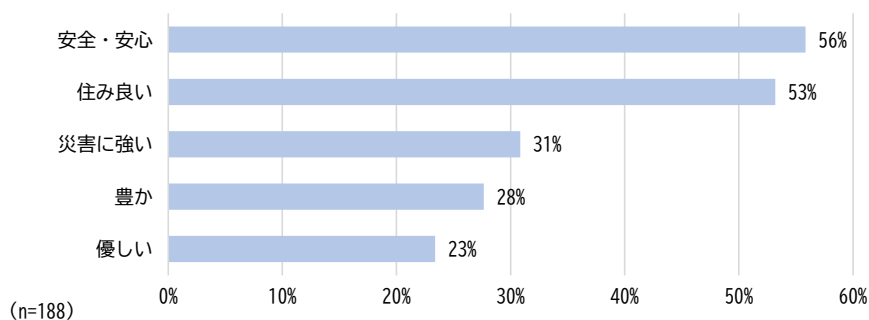
【希望する内灘町の姿】



<将来望む内灘町のイメージキーワード>

・「安全・安心」「住み良い」「災害に強い」「豊か」「優しい」が上位となっている。

【将来望む内灘町のイメージキーワード】



⑥まとめ

内灘町の愛着・住みやすさ・定住意向について

・回答者の能登半島地震における被害有無の割合は同程度であり、被害有無によって愛着（好き+まあまあ好き）や住みやすさ（住みよい+どちらかと言えば住みよい）に大きな差は生じていないが、定住意向（町外に移り住みたい）に差が生じている。

発災後に特に不安/不便に感じたことについて

・発災後、特に不安/不便に感じたことは、道路や上下水道等のインフラ、公共施設（公園・グラウンド）の損傷のほか、友達に会えないことや復旧・復興が進んでいるように感じられないことが挙げられており、日々の暮らしや学校生活に関することだけでなく、目に見えて実感できる町全体の早期復旧が不安感等の抑制につながると想定される。

将来希望する内灘町の姿・イメージについて

・将来希望する内灘町の姿やイメージには「もっと住みやすい町」「災害に強く助け合える町」「賑やかで活気ある町」「誰もが安心できる町」とそれと同様のキーワードが挙げられており、災害に強いハード整備のほか、助け合いや優しさ、安心につながる共助コミュニティづくり、賑わい創出等を行い、発災前よりも住みやすいまちづくりを進めていくことが求められている。

内灘町災害復興計画

発 行 令和7年3月

内灘町

編 集 内灘町 都市整備部 企画課 復興推進室

〒920-0292 石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1

TEL：076-286-1111 FAX：076-286-0617